

別添資料 1

アンケート調査票

令和 6 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
こども家庭ソーシャルワーカーの研修の評価及び今後の在り方の検討に関する調査研究
認定資格の研修に関するアンケート調査（研修実施機関調査）

調査ご協力をお願い

こども家庭ソーシャルワーカー認定資格研修実施機関 各位

謹啓 時下、皆様方におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

弊社では、こども家庭庁より補助を受け、令和 6 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「こども家庭ソーシャルワーカーの研修の評価及び今後の在り方の検討に関する調査研究」（以下「本調査研究」）を実施しております。本調査研究は、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の研修の質を担保し、また制度の改善を図る観点から、①研修の実施状況や受講状況の把握と評価、②研修の今後の在り方に係る検討材料の収集を目的としております。

この度、本調査研究の一環として、こども家庭ソーシャルワーカー認定資格の研修実施機関の皆様を対象とし、研修の実施状況等を把握するためのアンケート調査を実施することといたしました。ご多用の折誠に恐縮ではございますが、本アンケート調査の趣旨をご理解の上、何卒ご協力くださいますようお願い申し上げます。

謹白

【回答上の留意点】

- 本調査は、**令和 7 年 2 月 7 日（金）**までにご回答をお願いいたします。
- 回答いただいたアンケート調査票は、調査事務局までメールでご返信ください。

返信先メールアドレス cfsw2024@mizuho-rt.co.jp

【ご回答いただいたデータの取扱い・結果の公表について】

- 本調査結果の公表に際しては統計的処理を行い、事前のご了承なく個別の回答が分かる形での公表はいたしません。
- ご回答頂きました情報は、当社の「お客さまの個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り厳重に管理します。
- 本調査結果をまとめた報告書は、令和 7 年 5 月以降、当社ホームページにおいて全文を公表する予定です。

【お問い合わせ先】

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

こども家庭ソーシャルワーカーの研修の評価及び今後の在り方の検討に関する調査研究 事務局

【ご回答の方法について】

- 太枠内にご回答を記入してください。
- **選択式の設問では、当てはまる選択肢を○や□で囲むか、マーカーを引き、ご回答ください。※ワードファイル上部のリボンの「ホーム」>「フォント」欄よりお選びいただけます。**
 - （例 1）回答欄の「1. 先着順」 → 「1.先着順」としてください。
 - （例 2）回答欄の「1. 先着順」 → 「1.先着順」としてください。
- 非選択式の設問では、回答欄に直接ご回答をご記入ください。

問 1 研修の申込・受講状況についてお伺いします。

問 1-1.受講者の数を、ルート別にご記入ください。（数値回答）

※貴機関で実施していない研修種別の回答欄は、空欄のままとしてください。

※同じ種別の研修を複数回開催している場合、全ての回の受講者数を足し上げてください。

ルート	受講者数
指定研修の受講者のうち 社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート【第 1 号】の者	人
指定研修の受講者のうち 社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート【第 2 号】の者	人
指定研修の受講者のうち こども家庭福祉実務経験者ルート【第 3 号】の者	人
指定研修の受講者のうち 保育所等保育士ルート【第 4 号】の者	人
追加研修の受講者	人
SW 研修の受講者のうち こども家庭福祉実務経験者ルート【第 3 号】の者	人
指定研修の受講者のうち 保育所等保育士ルート【第 4 号】の者	人

問 1-2. 定員を超える申込者が発生した場合の受講者の決定方法について、当てはまるものをお選びください。（1つに○）

1. 先着順	2. 抽選
3. その他（具体的に	）

問 2. 研修の提供状況についてお伺いします。

問 2-1. 各科目の実施方法をお選びください。（各科目について当てはまるものすべてに○）

- | | |
|-----------|--------------|
| 1. 参集・対面 | 2. オンライン・ライブ |
| 3. オンデマンド | |

※見学実習については、事前学習・事後学習の実施方法をお選びください

研修	科目名	実施方法
指定研修	こどもの権利擁護	1・2・3
	こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1・2・3
	こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	1・2・3
	こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1・2・3
	こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	1・2・3
	こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1・2・3
	こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1・2・3
	こどもの心理的発達と心理的支援	1・2・3
	児童虐待の理解	1・2・3
	少年非行	1・2・3
	社会的養護と自立支援	1・2・3
	貧困に対する支援	1・2・3
	保育	1・2・3
	教育	1・2・3
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1・2・3
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	1・2・3
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1・2・3
	こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1・2・3
追加研修	こどもの権利擁護と倫理	1・2・3
	こども家庭相談援助制度及び実施体制	1・2・3
	児童相談所の役割と連携	1・2・3

研修	科目名	実施方法
	こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1・2・3
	社会的養護と市区町村の役割	1・2・3
	こどもの成長・発達と生育環境	1・2・3
	こども虐待対応	1・2・3
	母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及び こどもと家族の生活に関する法令・制度	1・2・3
	見学実習Ⅰ	1・2・3
ソーシャルワークに関する研修	ソーシャルワークの基盤と専門職（講義）	1・2・3
	ソーシャルワークの理論と方法（講義）	1・2・3
	地域福祉と包括的支援体制（講義）	1・2・3
	ソーシャルワーク演習Ⅰ（演習）	1・2・3
	ソーシャルワーク演習Ⅱ（演習）	1・2・3
	見学実習Ⅱ（演習）	1・2・3

問 2-2. 貴機関で提供した演習科目において、講師 1 人あたりの受講者の人数は、平均何人程度でしたか。（数値回答）

 人

問 2-3. 見学実習受入施設それぞれについて、①所在都道府県、②施設種別、③今年度の受入人数
をご記入ください。

※②については点線枠内の選択肢から1つ選び、番号をご記入ください。

1. 児童相談所	2. 母子生活支援施設
3. 児童養護施設	4. 障害児入所施設
5. 児童発達支援センター	6. 児童心理治療施設
7. 児童自立支援施設	8. 障害児通所支援事業を行う施設
9. 乳児院	10. 教育機関
11. 児童自立生活援助事業を行っている施設	12. 子育て短期支援事業を行っている施設
13. 児童家庭支援センター	14. こども家庭総合支援拠点
15. 子育て世代包括支援センター	16. その他都道府県又は市町村の児童家庭相談 業務を行う部署
17. こども家庭福祉の相談援助業務を行って いる都道府県社会福祉協議会及び市区町 村社会福祉協議会	

(例) 東京都の児童養護施設にて5名を受け入れ、見学実習を実施した場合

	①都道府県	②施設種別	③受入人数
例	東京都	3	5
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

問 2-4. 講義欠席時のインターネット等を活用したライブ配信等・オンデマンド形式等による講義を実施していましたか。(1つに○)

1. はい

2. いいえ

問 2-5. 演習欠席時の補習授業等を予め設けていましたか。(1つに○)

1. はい

2. いいえ

問 2-6. 演習・見学実習に関する代替措置を講じる体制はありますか。(1つに○)

1. はい

2. いいえ

問 2-7. 出席状況及び受講姿勢の把握方法を定めていますか。①講義、②演習、③見学実習それぞれについて当てはまるものをお選びください。(1つずつに○)

①講義

1. はい

2. いいえ

②演習

1. はい

2. いいえ

③見学実習

1. はい

2. いいえ

問 3. 研修にあたっての工夫についてお伺いします。

問 3-1. 指定研修において、認定資格に求められる専門性に沿って提供するカリキュラム内容を充実させるために、どのような工夫が行われていますか。(自由回答)

問 3-2. 認定資格に求められる実践的な能力を習得するために、具体的な援助場面を想定した実技指導等の工夫をどのように行いましたか。(自由回答)

問 3-3. 演習において、具体的な内容を含む事例等をどのように活用しましたか。(自由回答)
(例：事例検討を●コマ実施した。複合的な課題への支援を遂行するための能力を習得させるため、運用にあたっては、●●等の工夫を実施した。等)

問 3-4. 追加研修やソーシャルワークに関する研修の実施にあたって、実践的な力を身に付けるために、どのような工夫をしていましたか。(自由回答)

問 3-5. 見学実習において、知識のみでなく、支援における姿勢や価値観等を取得できるよう、どのような工夫を行いましたか。(自由回答)

問 3-6. 講師の指導内容が各科目の到達目標に即した研修内容となるよう、どのような工夫を行いましたか。(自由回答)

問 3-7. 講師要件の妥当性について、ご意見があれば、ご記入ください。(自由回答)

問 3-8. 資格取得者を対象としたフォローアップ（研修や集会の企画、アンケートの実施等）を行う予定はありますか。（1 つに○）

1. はい →問 3-9 へ

2. いいえ →問 4 へ

問 3-9. 問 3-8 で「はい」と回答した場合、具体的な内容をご記入ください。（自由回答）

問 4. 他の研修実施機関との連携についてお伺いします。

問 4-1. 他の研修実施機関との連携を行っていますか。（1 つに○）

1. はい →問 4-2 へ

2. いいえ →問 4-3 へ

問 4-2. 問 4-1 で「はい」と回答した場合、実施した連携の内容をご記入ください。（自由回答）

問 4-3. 今後実施したい連携内容があれば、ご記入ください。（自由回答）

問 5. 研修を運用するにあたり、課題と感じられたことがあれば、ご記入ください。（自由回答）

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。

令和7年2月7日（金）までに調査事務局までメールでご返送ください。

認定資格の研修に関するアンケート調査 （SW研修）

★注意：本調査票では、こども家庭ソーシャルワーカーの「SW」研修について、お答えください★

本調査は、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の実施状況や受講状況について、全国の実態を把握することを目的に、研修受講者の皆様に回答を依頼しております。

お忙しいところ大変申し訳ありませんが、研修受講後、できるだけ速やかにご回答ください。

最終提出期限：【2025年2月9日（金）】

問合せ先(TEL)：0120-825-571（フリーダイヤル／平日10-12、13-17時）

問合せ先(メール)：cfsw2024@mizuho-rt.co.jp

調査実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

問1 ご自身が所属する組織についてお伺いします。

※現在所属組織がない場合は、本問を回答頂く必要はありません。

問1-1

所属する組織・役職について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 児童相談所（児童福祉司）
- ☐ 児童相談所（児童福祉司スーパーバイザー）
- ☐ 児童相談所（その他）
- ☐ 市区町村（児童相談所を除くこども家庭相談担当）
- ☐ 乳児院
- ☐ 母子生活支援施設
- ☐ 児童養護施設
- ☐ 児童家庭支援センター
- ☐ 児童発達支援センター
- ☐ 児童自立支援施設
- ☐ 児童心理治療施設
- ☐ 障害児入所施設（福祉型・医療型）
- ☐ 保育所・認定こども園
- ☐ 高齢者福祉施設
- ☐ 障害者福祉施設
- ☐ 医療機関（医療ソーシャルワーカー）
- ☐ 医療機関（その他）
- ☐ 学校（スクールソーシャルワーカー）
- ☐ 学校（その他）
- ☐ 社会福祉協議会（地域包括支援センター、こども食堂等に携わる部署）
- ☐ その他: _____

問1-2

あなたは公務員ですか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

問1-3

雇用形態について、当てはまるものを1つお選びください。

※所属組織が複数ある場合は、児童の福祉にかかる相談援助業務を担う機会が最も多い組織についてお答えください。

- ☐ 正規雇用（管理職）
- ☐ 正規雇用（非管理職）
- ☐ 非正規雇用
- ☐ その他: _____

[次へ](#)

1/10 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 (SW研修)

問2 ご自身の保有資格等についてお伺いします。

問2-1

保有資格について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 社会福祉士
- ☐ 精神保健福祉士
- ☐ 保健師
- ☐ 看護師
- ☐ 助産師
- ☐ 保育士・保育教諭
- ☐ 教員免許
- ☐ 臨床心理士
- ☐ 公認心理師
- ☐ 介護福祉士
- ☐ 介護支援専門員
- ☐ その他: _____

問2-2

受講済の研修について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 児童福祉司任用前講習会
- ☐ 児童福祉司任用後研修
- ☐ 児童福祉司スーパーバイザー研修
- ☐ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修
- ☐ 基幹的職員研修
- ☐ 保育士等キャリアアップ研修（保護者支援・子育て支援）
- ☐ その他: _____

戻る

次へ

2/10 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （SW研修）

問3 児童の福祉に係る相談援助業務への従事状況についてお伺いします。

問3-1

受講申込書類に記載された、児童福祉に係る相談援助業務に従事した期間をお答えください。（1年未満は切り捨て、単位：年）

3号は「主として児童福祉に係る」相談援助業務の従事期間

4号は「児童福祉に係る」相談援助業務の従事期間

※3号・4号は研修受講ルートを指しています

回答を入力

問3-2

現在、児童の福祉に係る相談援助業務にどの程度従事していますか。

- ☐ 業務の半分以上が、児童の福祉に係る相談援助業務である
- ☐ 業務の半分未満が、児童の福祉に係る相談援助業務である
- ☐ 現在は児童の福祉に係る相談援助業務に関わっていない

戻る

次へ

3/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 (SW研修)

問4 研修受講状況の概要についてお伺いします。

問4-1

SW研修を受講した研修実施機関をお選びください。

- ☐ 一般社団法人日本ウェルフェアサービス協会
- ☐ 株式会社さくら
- ☐ 日本福祉大学
- ☐ 日本福祉教育専門学校

問4-2

SW研修を受講した研修実施機関を選定する上で重視したことをすべてお選びください。

- ☐ 研修の実施形式（オンライン・対面の比率）
- ☐ 研修の実施内容
- ☐ 研修の受講料
- ☐ 研修講師
- ☐ 研修の実施時間帯・曜日
- ☐ 対面形式の研修場所
- ☐ 所属機関等から受講機関を指定・推薦された
- ☐ その他: _____

問4-3

ご自身の研修受講ルートとして、当てはまるものを1つお選びください。

- ☐ 相談援助実務経験者ルート（第3号）
- ☐ 保育所等保育士ルート（第4号）

戻る

次へ

4/10 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （SW研修）

問5 研修受講の経緯についてお伺いします。

問5-1

認定資格の研修を受講するにあたり、所属組織からの勧奨を受けましたか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

戻る

次へ

5/10 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （SW研修）

問6 研修の内容・方法についてお伺いします。

問6-1

SW研修において、認定資格に求められる専門性に沿って必要な内容が網羅されていたと思いますか。

※認定資格に求められる柱とは、下記に示す3つの専門性の柱を指します。

- ①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
- ②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
- ③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-2

SW研修における、具体的な援助場面を想定して行われていた実技指導等（ロールプレイング、グループワーク、事例検討等）は、実践的な能力を修得する上で役立ちましたか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-3

SW研修において、具体的な内容を含む事例等は、実践的な能力を習得する上で役立ちましたか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-4

SW研修の見学実習を通じて、支援における姿勢や価値観等を修得できたと感じますか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-5

SW研修は、経験を踏まえた自己覚知や学びにつながる内容であったと思いますか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-6

SW研修の講義の中で、既に知っていた内容の割合はどの程度でしたか。

- ☐ 3割未満
- ☐ 3割以上6割未満
- ☐ 6割以上9割未満
- ☐ 9割以上

問6-7

SW研修において、各科目の到達目標を達成する観点から、実施形式（講義、演習）の在り方について、あなたの考えに最も近いものを1つお選びください。

- ☐ 講義の割合をもっと増やしてほしい
- ☐ 実施形式は適正であった
- ☐ 演習の割合をもっと増やしてほしい

問6-8

研修では研修参加者同士が対面で集まる機会がありましたか？

- ☐ あった → 問6-9へ
- ☒ なかった → 問6-11へ

選択を解除

問6-9

問6-8で「あった」を選んだ人にお伺いします。

対面で集まるには、費用も時間もかかりますが、対面での参集機会があったことについてどう思いますか。

- ☐ 対面での参集機会があってよかった
- ☐ あまり必要性を感じなかった

問6-10

問6-9でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

問6-11

問6-8で「なかった」を選んだ人にお伺いします。

対面で集う機会はあったほうがよかったと思いますか。

- ☐ あったほうがよかった
- ☐ あまり必要性を感じなかった

問6-12

問6-11でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

戻る

次へ

6/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 (SW研修)

問7 研修の講師についてお伺いします。

問7-1

SW研修において、講師の指導は、期待水準を満たしていましたか。

- ☐ 8割以上の講師が満たしていた
- ☐ 5～8割程度の講師が満たしていた
- ☐ 2～5割程度の講師が満たしていた
- ☐ 2割未満の講師が満たしていた

問7-2

SW研修の演習科目における講師と受講者との比率の妥当性について、当てはまるものを1つお選びください。

- ☐ 妥当であった
- ☐ やや妥当であった
- ☐ あまり妥当ではなかった
- ☐ 妥当ではなかった

戻る

次へ

7/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

認定資格の研修に関するアンケート調査 （SW研修）

問8 研修の受講に要した時間についてお伺いします。

問8-1

SW研修の受講（参集・対面形式で開催された科目全体）にあたって宿泊を行った日数の合計をお答えください。

（単位：日）

回答を入力

問8-2

SW研修の受講時間の取扱いとして、当てはまるものをお選びください。

- ☐ 業務時間内扱い
- ☐ 業務時間外扱い

問8-3

SW研修の受講時間数は、研修目的及び受講負担等を総合的に踏まえ、妥当だったと思いますか。

- ☐ 多すぎた
- ☐ やや多すぎた
- ☐ 妥当であった
- ☐ やや少なすぎた
- ☐ 少なすぎた

問8-4

SW研修のうち、対面で受講するコマ数は、研修目的及び受講負担等を総合的に踏まえて、妥当だったと思いますか。

- ☐ 多すぎた
- ☐ やや多すぎた
- ☐ 妥当であった
- ☐ やや少なすぎた
- ☐ 少なすぎた

問8-5

問8-4でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

戻る

次へ

8/10 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （SW研修）

問9 研修の理解度などについてお伺いします。

問9-1

SW研修を通じて、3つの専門性の柱それぞれが向上したと思いますか。

※認定資格に求められる柱とは、下記に示す3つの専門性の柱を指します。

- ①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
- ②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
- ③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること

- ☐ そう思う →②へ
- ☐ ややそう思う →②へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問9-1 「①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること

- ☐ そう思う →③へ
- ☐ ややそう思う →③へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問9-1 「②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

- ☐ そう思う →問9-2へ
- ☐ ややそう思う →問9-2へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問9-1 「③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

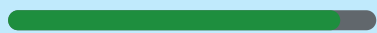
問9-2

SW研修各科目の内容について理解することができましたか。

- ☐ 理解できた
- ☐ やや理解できた
- ☐ あまり理解できなかった
- ☐ 理解できなかった

[戻る](#)

[次へ](#)



9/10 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （SW研修）

問10 研修の活用方法についてお伺いします。

問10-1

SW研修の各科目は、所属元業務で必要性を感じていた、または役立ちそうな内容でしたか。

- ☐ そうだ
- ☐ ややそうだ
- ☐ あまりそうではない
- ☐ そうではない
- ☐ 現在、児童の福祉に係る相談援助業務に全く携わっていない

問10-2

SW研修の受講により、児童の福祉に係る相談援助の領域への学びの意欲が高まりましたか。

- ☐ 高まった
- ☐ やや高まった
- ☐ あまり高まらなかった
- ☐ 全く高まらなかった

問10-3

SW研修の受講により、他職種への理解が深まりましたか

- ☐ 深まった
- ☐ やや深まった
- ☐ あまり深まらなかった
- ☐ 深まらなかった

問10-4

資格取得後のキャリアプランについて、当てはまるものを1つお選びください。

- ☐ 引き続き、今の職場で児童福祉に係る相談援助業務に携わりたい
- ☐ 引き続き児童福祉に係る相談援助業務に携わりたいが、より資格が活かせる職場への異動・転職も検討している
- ☐ 今は主に児童福祉に係る相談援助業務に携わっていないが、近い将来、主に児童福祉に係る相談援助業務に携われるようになりたい
- ☐ 今は児童福祉に係る相談援助業務に携わっておらず、この先も児童福祉に係る相談援助業務に携わる予定はない

戻
る

送
信

10/10 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

★注意：本調査票では、こども家庭ソーシャルワーカーの「指定」研修について、お答えください★

本調査は、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の実施状況や受講状況について、全国の実態を把握することを目的に、研修受講者の皆様に回答を依頼しております。
お忙しいところ大変申し訳ありませんが、研修受講後、できるだけ速やかにご回答ください。

最終提出期限：【2025年2月9日（金）】

問合せ先(TEL)：0120-825-571（フリーダイヤル／平日10-12、13-17時）

問合せ先(メール)：cfsw2024@mizuho-rt.co.jp

調査実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

問1 ご自身が所属する組織についてお伺いします。

※現在所属組織がない場合は、本問を回答頂く必要はありません。

問1-1

所属する組織・役職について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 児童相談所（児童福祉司）
- ☐ 児童相談所（児童福祉司スーパーバイザー）
- ☐ 児童相談所（その他）
- ☐ 市区町村（児童相談所を除くこども家庭相談担当）
- ☐ 乳児院
- ☐ 母子生活支援施設
- ☐ 児童養護施設
- ☐ 児童家庭支援センター
- ☐ 児童発達支援センター
- ☐ 児童自立支援施設
- ☐ 児童心理治療施設
- ☐ 障害児入所施設（福祉型・医療型）
- ☐ 保育所・認定こども園
- ☐ 高齢者福祉施設
- ☐ 障害者福祉施設
- ☐ 医療機関（医療ソーシャルワーカー）
- ☐ 医療機関（その他）
- ☐ 学校（スクールソーシャルワーカー）
- ☐ 学校（その他）
- ☐ 社会福祉協議会（地域包括支援センター、こども食堂等に携わる部署）
- ☐ その他: _____

問1-2

あなたは公務員ですか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

問1-3

雇用形態について、当てはまるものを1つお選びください。

※所属組織が複数ある場合は、児童の福祉にかかる相談援助業務を担う機会が最も多い組織についてお答えください。

- ☐ 正規雇用（管理職）
- ☐ 正規雇用（非管理職）
- ☐ 非正規雇用
- ☐ その他: _____

[次へ](#)



1/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問2 ご自身の保有資格等についてお伺いします。

問2-1

保有資格について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 社会福祉士
- ☐ 精神保健福祉士
- ☐ 保健師
- ☐ 看護師
- ☐ 助産師
- ☐ 保育士・保育教諭
- ☐ 教員免許
- ☐ 臨床心理士
- ☐ 公認心理師
- ☐ 介護福祉士
- ☐ 介護支援専門員
- ☐ その他: _____

問2-2

受講済の研修について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 児童福祉司任用前講習会
- ☐ 児童福祉司任用後研修
- ☐ 児童福祉司スーパーバイザー研修
- ☐ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修
- ☐ 基幹的職員研修
- ☐ 保育士等キャリアアップ研修（保護者支援・子育て支援）
- ☐ その他: _____

戻る

次へ

2/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問3 児童の福祉に係る相談援助業務への従事状況についてお伺いします。

問3-1

受講申込書類に記載された、児童福祉に係る相談援助業務に従事した期間をお答えください。（1年未満は切り捨て、単位：年）

1号と3号は「主として児童福祉に係る」相談援助業務の従事期間

2号と4号は「児童福祉に係る」相談援助業務の従事期間

※1号～4号は研修受講ルートを指しています

回答を入力

問3-2

現在、児童の福祉に係る相談援助業務にどの程度従事していますか。

- ☐ 業務の半分以上が、児童の福祉に係る相談援助業務である
- ☐ 業務の半分未満が、児童の福祉に係る相談援助業務である
- ☐ 現在は児童の福祉に係る相談援助業務に関わっていない

戻る

次へ

3/14 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問4 研修受講状況の概要についてお伺いします。

問4-1

指定研修を受講した研修実施機関をお選びください。

- ☐ 一般社団法人日本ウェルフェアサービス協会
- ☐ 株式会社さくら
- ☐ 学校法人滋慶学園東京福祉専門学校
- ☐ 学校法人草苑学園草苑保育専門学校
- ☐ 日本福祉大学
- ☐ 早稲田大学人間科学学術院
- ☐ 公益社団法人日本医療ソーシャルワーカー協会
- ☐ 日本医療大学
- ☐ 日本メディカル福祉専門学校

問4-2

指定研修を受講した研修実施機関を選定する上で重視したことをすべてお選びください。

- ☐ 研修の実施形式（オンライン・対面の比率）
- ☐ 研修の実施内容
- ☐ 研修の受講料
- ☐ 研修講師
- ☒ 研修の実施時間帯・曜日
- ☒ 対面形式の研修場所
- ☒ 所属機関等から受講機関を指定・推薦された
- ☐ その他: _____

問4-3

ご自身の研修受講ルートとして、当てはまるものを1つお選びください。

- ☐ 社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート（第1号）
- ☐ 社会福祉士・精神保健福祉士有資格者ルート（第2号）
- ☐ 相談援助実務経験者ルート（第3号）
- ☐ 保育所等保育士ルート（第4号）

[戻る](#)

[次へ](#)

4/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問5 研修受講の経緯についてお伺いします。

問5-1

認定資格の研修を受講するにあたり、所属組織からの勧奨を受けましたか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

問5-2

研修受講にあたって、期待したこととして、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ こどもと家庭への相談援助の技能向上
- ☐ 関係機関との連携の技能向上
- ☐ 他職員へのスーパーバイズの技能向上
- ☐ 自己成長（特定の技能の向上に限らないもの）
- ☐ 受講者同士でのネットワーク形成
- ☐ 専門家としての社会的信用度の向上
- ☐ 組織の社会的信用度の向上
- ☐ 転職時のアピール材料となること
- ☐ 児童福祉分野の部局へ異動するためのアピール材料となること
- ☐ 児童福祉分野の部局へ勤務し続けるためのアピール材料となること
- ☐ 昇進・昇格
- ☐ 昇給
- ☐ その他: _____

問5-3

問5-2の選択肢以外に関することも含め、認定資格の研修受講にあたり、期待していたことを自由にお答えください。

回答を入力

戻る

次へ

5/14 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問6 研修の内容・方法についてお伺いします。

問6-1

指定研修において、認定資格に求められる専門性に沿って必要な内容が網羅されていたと思いますか。

※認定資格に求められる柱とは、下記に示す3つの専門性の柱を指します。

- ①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
- ②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
- ③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-2

指定研修における、具体的な援助場面を想定して行われていた実技指導等（ロールプレーイング、グループワーク、事例検討等）は、実践的な能力を修得する上で役立ちましたか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-3

指定研修において、具体的な内容を含む事例等は、実践的な能力を習得する上で役立ちましたか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-4

指定研修は、経験を踏まえた自己覚知や学びにつながる内容であったと思いますか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-5

指定研修の講義の中で、既に知っていた内容の割合はどの程度でしたか。

- ☐ 3割未満
- ☐ 3割以上6割未満
- ☐ 6割以上9割未満
- ☐ 9割以上

問6-6

指定研修において、各科目の到達目標を達成する観点から、実施形式（講義、演習）の在り方について、あなたの考えに最も近いものをお選びください。

- ☐ 講義の割合をもっと増やしてほしい
- ☐ 実施形式は適正であった
- ☐ 演習の割合をもっと増やしてほしい

問6-7

研修では研修参加者同士が対面で集まる機会がありましたか？

- ☐ あった →問6-8へ
- ☐ なかった →問6-10へ

問6-8

問6-7で「あった」を選んだ人にお伺いします。

対面で集まるには、費用も時間もかかりますが、対面での参集機会があったことについてどう思いますか。

- ☐ 対面での参集機会があってよかった
- ☐ あまり必要性を感じなかった

問6-9

問6-8でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

問6-10

問6-7で「なかった」を選んだ人にお伺いします。
対面で集う機会はあったほうがよかったですか。

- ☐ あったほうがよかった
- ☐ あまり必要性を感じなかった

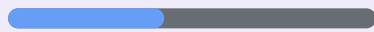
問6-11

問6-10でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

戻る

次へ

 6/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問7 研修の講師についてお伺いします。

問7-1

指定研修において、講師の指導は、期待水準を満たしていましたか。

- ☐ 8割以上の講師が満たしていた
- ☐ 5～8割程度の講師が満たしていた
- ☐ 2～5割程度の講師が満たしていた
- ☐ 2割未満の講師が満たしていた

問7-2

指定研修の演習科目における講師と受講者との比率の妥当性について、当てはまるものを1つお選びください。

- ☐ 妥当であった
- ☐ やや妥当であった
- ☐ あまり妥当ではなかった
- ☐ 妥当ではなかった

戻る

次へ



7/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。
Does this form look suspicious? [レポート](#)

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問8 研修の受講に要した時間についてお伺いします。

問8-1

指定研修の受講（参集・対面形式で開催された科目全体）にあたって宿泊を行った日数の合計をお答えください。

（単位：日）

回答を入力

問8-2

指定研修の受講時間の取扱いとして、当てはまるものをお選びください。

- ☐ 業務時間内扱い
- ☐ 業務時間外扱い

問8-3

指定研修の受講時間数は、研修目的及び受講負担等を総合的に踏まえ、妥当だったと思いますか。

- ☐ 多すぎた
- ☐ やや多すぎた
- ☐ 妥当であった
- ☐ やや少なすぎた
- ☐ 少なすぎた

問8-4

指定研修のうち、対面で受講するコマ数は、研修目的及び受講負担等を総合的に踏まえて、妥当だったと思いますか。

- ☐ 多すぎた
- ☐ やや多すぎた
- ☐ 妥当であった
- ☐ やや少なすぎた
- ☐ 少なすぎた

問8-5

問8-4でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

戻る

次へ

8/14 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問9 研修の受講に要した費用についてお伺いします。

問9-1

認定資格の研修費用の自己負担額（総額）をお答えください。

※所属組織から補助を受けた額は除き、受講者本人が負担した金額をお答えください。

- ☐ 5万円未満
- ☐ 5万円以上10万円未満
- ☐ 10万円以上20万円未満
- ☐ 20万円以上30万円未満
- ☐ 30万円以上50万円未満
- ☐ 50万円以上

問9-2

研修受講料について、補助を使う予定はありますか。

- ☐ はい →問9-2-1へ
- ☐ いいえ →問9-3へ

戻る

次へ



9/14 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問9-2-1

どこからの補助ですか。

- ☒ 県・市町村
- ☐ 県・市町村以外の所属組織
- ☐ 社会福祉協議会
- ☐ その他: _____

選択を解除

問9-2-2

補助額（見込）をお答えください。

回答を入力

戻
る

次
へ

10/14 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

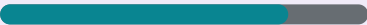
問9-3

研修参加旅費について、補助を使う予定はありますか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

戻
る

次
へ

 11/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。
Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問10 研修の理解度などについてお伺いします。

問10-1

指定研修を通じて、3つの専門性の柱それぞれが向上したと思いますか。

※認定資格に求められる柱とは、下記に示す3つの専門性の柱を指します。

- ①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
- ②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
- ③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること

- ☐ そう思う →②へ
- ☐ ややそう思う →②へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問10-1 「①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること

- ☐ そう思う →③へ
- ☐ ややそう思う →③へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問10-1 「②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

- ☐ そう思う →問10-2へ
- ☐ ややそう思う →問10-2へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問10-1 「③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

問10-2

指定研修各科目の内容について理解することができましたか。

- ☐ 理解できた
- ☐ やや理解できた
- ☐ あまり理解できなかった
- ☐ 理解できなかった

戻
る

次
へ

 12/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問11 研修の活用方法についてお伺いします。

問11-1

指定研修の各科目は、所属元業務で必要性を感じていた、または役立ちそうな内容でしたか。

- ☐ そうだ
- ☐ ややそうだ
- ☐ あまりそうではない
- ☐ そうではない
- ☐ 現在、児童の福祉に係る相談援助業務に全く携わっていない

問11-2

指定研修の受講により、児童の福祉に係る相談援助の領域への学びの意欲が高まりましたか。

- ☐ 高まった
- ☐ やや高まった
- ☐ あまり高まらなかった
- ☐ 全く高まらなかった

問11-3

指定研修の受講により、他職種への理解が深まりましたか

- ☐ 深まった
- ☐ やや深まった
- ☐ あまり深まらなかった
- ☐ 深まらなかった

問11-4

資格取得後のキャリアプランについて、当てはまるものを1つお選びください。

- ☐ 引き続き、今の職場で児童福祉に係る相談援助業務に携わりたい
- ☐ 引き続き児童福祉に係る相談援助業務に携わりたいが、より資格が活かせる職場への異動・転職も検討している
- ☐ 今は主に児童福祉に係る相談援助業務に携わっていないが、近い将来、主に児童福祉に係る相談援助業務に携われるようになりたい
- ☐ 今は児童福祉に係る相談援助業務に携わっておらず、この先も児童福祉に係る相談援助業務に携わる予定はない

戻
る

次
へ

 13/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （指定研修）

問12

認定資格の研修受講を通じて、業務に取り組む際の意識や今後のキャリアプランにどのような変化がありましたか。

回答を入力

問13

認定資格の研修受講全体を通じて、良かったことを自由にお答えください。

回答を入力

問14

本調査研究事業では、皆様が所属されている組織等の管理職の方にも、研修への期待等についてアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。ご自身の所属元に本調査を依頼して良い場合、所属元の名称、部署名、住所をご記入ください。ご記入いただいた宛先に、調査書類を送付します。

調査書類の送付時に、受講者ご自身の個人情報や、受講者直属の管理職に共有することはありませんが、所属組織の管理職に調査書類を送付することが難しいと判断した場合には、当該欄への回答は不要です。

所属元の名称

回答を入力

部署名

回答を入力

住所

回答を入力

戻
る

送
信

 14/14 ページ

[フォームをクリア](#)

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

★注意：本調査票では、こども家庭ソーシャルワーカーの「追加」研修について、お答えください★

本調査は、こども家庭ソーシャルワーカーの研修の実施状況や受講状況について、全国の実態を把握することを目的に、研修受講者の皆様に回答を依頼しております。
お忙しいところ大変申し訳ありませんが、研修受講後、できるだけ速やかにご回答ください。

最終提出期限：【2025年2月9日（金）】

問合せ先(TEL)：0120-825-571（フリーダイヤル／平日10-12、13-17時）

問合せ先(メール)：cfs2024@mizuho-rt.co.jp

調査実施主体：みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

問1 ご自身が所属する組織についてお伺いします。

※現在所属組織がない場合は、本問を回答頂く必要はありません。

問1-1

所属する組織・役職について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 児童相談所（児童福祉司）
- ☐ 児童相談所（児童福祉司スーパーバイザー）
- ☐ 児童相談所（その他）
- ☐ 市区町村（児童相談所を除くこども家庭相談担当）
- ☐ 乳児院
- ☐ 母子生活支援施設
- ☐ 児童養護施設
- ☐ 児童家庭支援センター
- ☐ 児童発達支援センター
- ☐ 児童自立支援施設
- ☐ 児童心理治療施設
- ☐ 障害児入所施設（福祉型・医療型）
- ☐ 保育所・認定こども園
- ☐ 高齢者福祉施設
- ☐ 障害者福祉施設
- ☐ 医療機関（医療ソーシャルワーカー）
- ☐ 医療機関（その他）
- ☐ 学校（スクールソーシャルワーカー）
- ☐ 学校（その他）
- ☐ 社会福祉協議会（地域包括支援センター、こども食堂等に携わる部署）
- ☐ その他: _____

問1-2

あなたは公務員ですか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

問1-3

雇用形態について、当てはまるものを1つお選びください。

※所属組織が複数ある場合は、児童の福祉にかかる相談援助業務を担う機会が最も多い組織についてお答えください。

- ☐ 正規雇用（管理職）
- ☐ 正規雇用（非管理職）
- ☐ 非正規雇用
- ☐ その他: _____

次へ



1/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問2 ご自身の保有資格等についてお伺いします。

問2-1

保有資格について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 社会福祉士
- ☐ 精神保健福祉士
- ☐ 保健師
- ☐ 看護師
- ☐ 助産師
- ☐ 保育士・保育教諭
- ☐ 教員免許
- ☐ 臨床心理士
- ☐ 公認心理師
- ☐ 介護福祉士
- ☐ 介護支援専門員
- ☐ その他: _____

問2-2

受講済の研修について、当てはまるものをすべてお選びください。

- ☐ 児童福祉司任用前講習会
- ☐ 児童福祉司任用後研修
- ☐ 児童福祉司スーパーバイザー研修
- ☐ 要保護児童対策調整機関の調整担当者研修
- ☐ 基幹的職員研修
- ☐ 保育士等キャリアアップ研修（保護者支援・子育て支援）
- ☐ その他: _____

戻る

次へ

2/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問3 児童の福祉に係る相談援助業務への従事状況についてお伺いします。

問3-1

受講申込書類に記載された、児童福祉に係る相談援助業務に従事した期間をお答えください。（1年未満は切り捨て、単位：年）

回答を入力

問3-2

現在、児童の福祉に係る相談援助業務にどの程度従事していますか。

- ☐ 業務の半分以上が、児童の福祉に係る相談援助業務である
- ☐ 業務の半分未満が、児童の福祉に係る相談援助業務である
- ☐ 現在は児童の福祉に係る相談援助業務に関わっていない

戻る

次へ

3/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問4 研修受講状況の概要についてお伺いします。

問4-1

追加研修を受講した研修実施機関をお選びください。

- ☐ 一般社団法人日本ウェルフェアサービス協会
- ☐ 株式会社さくら
- ☐ 学校法人滋慶学園東京福祉専門学校
- ☐ 筑紫女学園大学
- ☐ 日本福祉大学
- ☐ 淑徳大学
- ☐ 一般社団法人共生社会推進プラットフォーム

問4-2

追加研修を受講した研修実施機関を選定する上で重視したことをすべてお選びください。

- ☐ 研修の実施形式（オンライン・対面の比率）
- ☐ 研修の実施内容
- ☐ 研修の受講料
- ☐ 研修講師
- ☐ 研修の実施時間帯・曜日
- ☐ 対面形式の研修場所
- ☐ 所属機関等から受講機関を指定・推薦された
- ☐ その他: _____

戻る

次へ



4/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問5 研修受講の経緯についてお伺いします。

問5-1

認定資格の研修を受講するにあたり、所属組織からの勧奨を受けましたか。

- ☐ はい
- ☐ いいえ

戻る

次へ



5/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問6 研修の内容・方法についてお伺いします。

問6-1

追加研修において、認定資格に求められる専門性に沿って必要な内容が網羅されていたと思いますか。

※認定資格に求められる柱とは、下記に示す3つの専門性の柱を指します。

- ①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
- ②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
- ③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-2

追加研修における、具体的な援助場面を想定して行われていた実技指導等（ロールプレイング、グループワーク、事例検討等）は、実践的な能力を修得する上で役立ちましたか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-3

追加研修において、具体的な内容を含む事例等は、実践的な能力を習得する上で役立ちましたか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-4

追加研修の見学実習を通じて、支援における姿勢や価値観等を修得できたと感じますか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-5

追加研修は、経験を踏まえた自己覚知や学びにつながる内容であったと思いますか。

- ☐ そう思う
- ☐ ややそう思う
- ☐ あまりそう思わない
- ☐ そう思わない

問6-6

追加研修の講義の中で、既に知っていた内容の割合はどの程度でしたか。

- ☐ 3割未満
- ☐ 3割以上6割未満
- ☐ 6割以上9割未満
- ☐ 9割以上

問6-7

追加研修において、各科目の到達目標を達成する観点から、実施形式（講義、演習）の在り方について、あなたの考えに最も近いものを1つお選びください。

- ☐ 講義の割合をもっと増やしてほしい
- ☐ 実施形式は適正であった
- ☐ 演習の割合をもっと増やしてほしい

問6-8

研修では研修参加者同士が対面で集まる機会がありましたか？

- ☐ あった →問6-9へ
- ☐ なかった →問6-11へ

問6-9

問6-8で「あった」を選んだ人にお伺いします。

対面で集まるには、費用も時間もかかりますが、対面での参集機会があったことについてどう思いますか。

- ☐ 対面での参集機会があってよかった
- ☐ あまり必要性を感じなかった

問6-10

問6-9でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

問6-11

問6-8で「なかった」を選んだ人にお伺いします。

対面で集う機会はあったほうがよかったと思いますか。

- ☐ あったほうがよかった
- ☐ あまり必要性を感じなかった

問6-12

問6-11でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

戻る

次へ

6/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問7 研修の講師についてお伺いします。

問7-1

追加研修において、講師の指導は、期待水準を満たしていましたか。

- ☐ 8割以上の講師が満たしていた
- ☐ 5～8割程度の講師が満たしていた
- ☐ 2～5割程度の講師が満たしていた
- ☐ 2割未満の講師が満たしていた

問7-2

追加研修の演習科目における講師と受講者との比率の妥当性について、当てはまるものを1つお選びください。

- ☐ 妥当であった
- ☐ やや妥当であった
- ☐ あまり妥当ではなかった
- ☐ 妥当ではなかった

戻る

次へ

7/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問8 研修の受講に要した時間についてお伺いします。

問8-1

追加研修の受講（参集・対面形式で開催された科目全体）にあたって宿泊を行った日数の合計をお答えください。

（単位：日）

回答を入力

問8-2

追加研修の受講時間の取扱いとして、当てはまるものをお選びください。

- ☐ 業務時間内扱い
- ☐ 業務時間外扱い

問8-3

追加研修の受講時間数は、研修目的及び受講負担等を総合的に踏まえ、妥当だったと思いますか。

- ☐ 多すぎた
- ☐ やや多すぎた
- ☐ 妥当であった
- ☐ やや少なすぎた
- ☐ 少なすぎた

問8-4

追加研修のうち、対面で受講するコマ数は、研修目的及び受講負担等を総合的に踏まえて、妥当だったと思いますか。

- ☐ 多すぎた
- ☐ やや多すぎた
- ☐ 妥当であった
- ☐ やや少なすぎた
- ☐ 少なすぎた

問8-5

問8-4でその選択肢を選んだ理由をお答えください。

回答を入力

戻る

次へ

8/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問9 研修の理解度などについてお伺いします。

問9-1

追加研修を通じて、3つの専門性の柱それぞれが向上したと思いますか。

※認定資格に求められる柱とは、下記に示す3つの専門性の柱を指します。

- ①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること
- ②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること
- ③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること

- ☐ そう思う →②へ
- ☐ ややそう思う →②へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問9-1 「①こども家庭福祉を担うソーシャルワークの専門職としての姿勢を培い維持すること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること

- ☐ そう思う →③へ
- ☐ ややそう思う →③へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問9-1 「②こどもの発達と養育環境等のこどもを取り巻く環境を理解すること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること

- ☐ そう思う →問9-2へ
- ☐ ややそう思う →問9-2へ
- ☐ あまりそう思わない →直下の自由回答へ
- ☐ そう思わない →直下の自由回答へ

問9-1 「③こどもや家庭への支援の方法を理解・実践できること」であまりそう思わない／そう思わないを選択した場合、その理由をお答えください。

回答を入力

問9-2

追加研修各科目の内容について理解することができましたか。

- ☐ 理解できた
- ☐ やや理解できた
- ☐ あまり理解できなかった
- ☐ 理解できなかった

戻る

次へ



9/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査 （追加研修）

問10 研修の活用方法についてお伺いします。

問10-1

追加研修の各科目は、所属元業務で必要性を感じていた、または役立ちそうな内容でしたか。

- ☐ そうだ
- ☐ ややそうだ
- ☐ あまりそうではない
- ☐ そうではない
- ☐ 現在、児童の福祉に係る相談援助業務に全く携わっていない

問10-2

追加研修の受講により、児童の福祉に係る相談援助の領域への学びの意欲が高まりましたか。

- ☐ 高まった
- ☐ やや高まった
- ☐ あまり高まらなかった
- ☐ 全く高まらなかった

問10-3

追加研修の受講により、他職種への理解が深まりましたか

- ☐ 深まった
- ☐ やや深まった
- ☐ あまり深まらなかった
- ☐ 深まらなかった

問10-4

資格取得後のキャリアプランについて、当てはまるものを1つお選びください。

- ☐ 引き続き、今の職場で児童福祉に係る相談援助業務に携わりたい
- ☐ 引き続き児童福祉に係る相談援助業務に携わりたいが、より資格が活かせる職場への異動・転職も検討している
- ☐ 今は主に児童福祉に係る相談援助業務に携わっていないが、近い将来、主に児童福祉に係る相談援助業務に携われるようになりたい
- ☐ 今は児童福祉に係る相談援助業務に携わっておらず、この先も児童福祉に係る相談援助業務に携わる予定はない

戻
る

送
信

10/10 ページ

フォームをクリア

Google フォームでパスワードを送信しないでください。

このフォームは 株式会社サンワ 内部で作成されました。

Does this form look suspicious? [レポート](#)

Google フォーム

認定資格の研修に関するアンケート調査

調査ご協力をお願い

【本調査について】

今般、私どもみずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社では、こども家庭庁より、令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業補助金を受け「こども家庭ソーシャルワーカーの評価及び今後の在り方の検討に関する調査研究」を実施しております。

本事業は、こども家庭ソーシャルワーカーの認定資格に関する研修の質を担保し、また制度の改善を図る観点から、研修の実施状況や受講状況の把握と評価、及び研修の今後の在り方に係る検討材料の収集を目的としております。

上記の一環として、研修実施機関や受講者、受講者の所属機関等を対象として、アンケート調査を実施することいたしました。本調査票は、「受講者の所属組織」を対象として、研修受講の組織勸奨状況・受講者への期待・研修受講に向けた貴組織の負担の状況をお伺いするものです。

お忙しいところ申し訳ありませんが、本事業の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

※ 本調査票は、貴組織の受講者より共有いただいた宛先にお送りしております。もし今年度の受講者の所属部署が異なる場合は、お手数ですが、本調査票を担当部署にお渡しください。

【調査票のご記入について】

※ 貴部署の管理職の方に、ご回答をお願いいたします。

※ 各設問について、該当するものに○をご記入ください。

※ 数値を記入する設問は、各設問の注記に従って数値をご記入ください。また、該当しない場合は「0（ゼロ）」、わからない場合は「－」をご記入ください。

※ 回答が困難な設問や、回答したくない設問は、未記入のままご返送いただいても構いません。

※ ご回答時点の状況についてお答えください。

※ 記入が終わりましたら、令和7年2月7日（金）迄に、同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願いいたします。

組織名			
部署名			
電話番号		ご担当者名	

※ 「部署名」欄には、本調査資料の宛名に記載された部署の名称（宛名に記載された部署名と今年度の受講者の所属部署が異なる場合は、正しい部署名）をお書きください。

【お問い合わせ先】

〒101-8443 東京都千代田区神田錦町二丁目3番地

みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 社会政策コンサルティング部

【本調査における用語の定義について】

「認定資格」とは、こども家庭ソーシャルワーカー資格を指します。

「貴部署」とは、本調査票1ページ目の「部署名」欄に記載いただいた部署を指します。

「組織勧奨」とは、職員に対して、組織の方針として認定資格の取得を勧奨することを指します。

問1. 貴部署の状況についてお伺いします。

問1-1 今年度、貴部署に認定資格の受講者がいたことを把握していましたか。(1つに○)

- | | |
|-------|--------|
| 1. はい | 2. いいえ |
|-------|--------|

問1-2 貴部署内では、認定資格研修の存在が、どの程度認知されていますか。(1つに○)

- | | |
|--------------------------------------|---|
| 1. 一定認知されている
(過半数の職員が認知していると思う) | 2. 認知している職員もいる
(2～5割程度の職員が認知していると思う) |
| 3. ほぼ認知されていない
(2割未満の職員が認知していると思う) | |

問1-3 認定資格について、以下のうち、ご存知の内容を全てお選びください。(該当するもの全てに○)

- | | |
|-----------------------------------|------------------------|
| 1. 研修の受講要件 | 2. 研修時間の長さ |
| 3. 今年度の研修実施機関 | 4. 資格取得者に求められる3つの専門性の柱 |
| 5. 研修科目 | 6. 各研修科目の大まかな内容・到達目標 |
| 7. 国による補助制度(こども家庭ソーシャルワーカー取得促進制度) | |

問1-4 今後、組織として継続的に認定資格の取得について勧奨を行っていく予定はありますか。(1つに○)

- | |
|--|
| 1. はい →どのような人に認定資格の研修の受講を薦めたいと考えていますか。(下欄に自由記述)
(_____) |
| 2. いいえ |

問2. 研修受講の組織勧奨状況についてお伺いします。

問2-1 今年度の貴部署での認定資格の研修受講人数について、お答えください。(数値回答)

①研修受講人数(ご自身が把握している範囲での総数)	_____ 人
②うち、組織勧奨により研修を受講した人数 →回答が「ゼロ」の場合、問2-6へ	_____ 人

問2-2～問2-5は、問2-1②「組織勧奨により研修を受講した人数」の詳細に関する設問です。
問2-1②の回答が「ゼロ」である場合は、問2-6にお進みください。

問2-2 組織勧奨により認定資格の研修を受講させる職員を、どのような基準で選定しましたか。
(該当するもの全てに○)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 業務経験年数 | 2. 資格保有状況 |
| 3. 担当業務 | |
| 4. その他(具体的に _____) | |

問2-3 貴部署で、組織勸奨により認定資格の研修を受講した者を、児童福祉分野における経験年数別にお答えください。(数値回答)

①1年未満	_____ 人
②1年以上3年未満	_____ 人
③3年以上5年未満	_____ 人
④5年以上10年未満	_____ 人
⑤10年以上	_____ 人

問2-4 貴部署で、組織勸奨により認定資格の研修を受講した者の業務について、お答えください。
(数値回答)

	a.0割	b.0～5割	c.5～10割	d.10割
①業務に占める相談支援の割合	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人
②業務に占める直接支援の割合	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人

③他職員へのスーパーバイズを担う人数	_____ 人
--------------------	---------

問2-5 貴部署で、組織勸奨により認定資格の研修を受講した者のうち、次に示す各種資格を保有している者の人数をお答えください。(数値回答)

①社会福祉士・精神保健福祉士	_____ 人
②保健師	_____ 人
③保育士	_____ 人
④その他(具体的に)	職種:()人数:_____ 人

問2-6 貴部署で、受講を希望した職員が、受講に至らなかったケースはありますか。(1つに○)

1. ある →問2-7へ	2. ない →問3へ
--------------	------------

問2-7 貴部署で、受講を希望したが受講に至らなかったケースが発生した理由として、当てはまるものを全てお選びください。(該当するもの全てに○)

1. 受講希望者本人に帰属する理由(申込要件を満たしていなかった、受講の抽選に外れた、等)	2. 受講希望者の業務量に帰属する理由(業務量が多すぎて研修を受講する時間的余裕がない、等)
3. その他(下枠内に理由を具体的に記入ください)	

問3. 受講者に対する期待についてお伺いします。

問3-1 研修に期待していることとして当てはまるものを全てお選びください。(該当するもの全てに○)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 受講者のこどもと家庭への相談援助の技能向上2. 受講者の関係機関との連携の技能向上3. 受講者の他職員へのスーパーバイズの技能向上4. 受講者の自己成長(特定の技能の向上に限らないもの)5. 受講者同士でのネットワーク形成6. 受講者の専門家としての社会的信用度の向上7. 有資格者がいることによる組織の社会的信用度の向上8. その他(具体的に _____) |
|---|

問3-2 受講者に対し、特に習得を期待したこと、及び、学んだことをどのように活用してほしいと考えたか、下記①～④それぞれにご記入ください。(自由記述)

①受講者に特に習得してほしいスキルは何ですか。
②上記①を習得した結果、受講者に、貴部署の中で、どのような役割を果たしてほしいですか。 (例:関係機関との連携、他職員へのスーパーバイズ、その他貴部署への貢献・波及効果)
③上記①を取得した結果、受講者に、(貴部署に限定せず)どのような部署・機関で、どのような役割を果たしてほしいですか。 (受講者に対して、中長期的にどのようなキャリアパスを歩んでほしいか、管理職としてのご意見を、自由にご記入ください。)
④上記①を習得した結果、受講者に、地域・社会において、どのような役割を果たしてほしいですか。 また、支援対象(こどもと家庭)に対して、どのような役割を果たしてほしいですか。

問4 研修受講に向けた費用負担の状況についてお伺いします。

問4-1 今年度、問2-1でご回答いただいた職員（今年度研修を受講している職員）が認定資格を取得するために、組織として負担予定の金額（1人あたりの平均額）をお答えください。（数値回答）

_____ 円

問4-2 今年度、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業の活用予定はありますか。（1つに○）

1. ある	2. ない
-------	-------

問5 研修受講に向けた業務調整の状況についてお伺いします。

問5-1 認定資格の受講者の不在を補填するための業務調整を行いましたか。（1つに○）

1. ある（具体的な調整方法をご記入ください：_____）
2. ない

問5-2 認定資格の受講者の不在を補填するための業務調整を行った場合、調整の負担感についてお答えください。（1つに○）

1. 負担が大きかった	2. 負担がやや大きかった
3. 負担がやや小さかった	4. 負担が小さかった

問5-3 認定資格の受講者の不在を補填するための業務調整を行った場合、調整で負担だと感じた内容を具体的に記入ください。（自由記述）

--

★★★ 調査項目は以上です。調査にご協力いただき、誠にありがとうございました。★★★

調査回答〆切：令和7年2月7日（金）

児童福祉司任用前講習会調査

I. 基本情報

問 I - 1

(1) 自治体名		
(2) 部署名		
(3) ご連絡先	役職名	
	お名前	
	電話番号	
	メールアドレス	

問 I - 2 直近の当該研修の参加者

直近のクールでの当該研修の参加者数をご記入ください。

参加者数		人
------	--	---

問 I - 3 直近実施した研修の企画者

直近で実施した当該研修の企画者（研修カリキュラムの検討を行う者）をご回答ください。

1：自治体本庁	2：中央児童相談所等の現場の担当部署	
3：他自治体	4：自治体以外の外部機関	
5：その他（ ）		

▶「3：他自治体」「4：自治体以外の外部機関」と回答した場合、設問Ⅴ「研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の実施」にお進みください。

▶以降の設問に関しては、**自治体（本庁または中央児童相談所）が企画している場合のみ**ご回答ください。
また、特に指定がある場合を除き、直近で実施した児童福祉司任用前講習会についてご回答ください。

II. 研修の実施体制

問 II - 1 研修企画にかかる取組の状況

貴自治体では、児童福祉司任用前講習会の研修内容を検討することを目的とした情報収集に関する取組（例：受講者や受講者の所属組織、所管地域の関係者（支援対象の子どもと家庭を含む）から情報収集を行う、等）を実施していますか。

1：はい	2：いいえ	
（「1：はい」と回答した場合）具体的な取組内容		

問 II - 2 研修講師の属性

直近のクールにおける講師の人数内訳について、①貴自治体職員で講師を務めた方 ②貴自治体職員以外で講師を務めた方（外部講師）の人数をそれぞれご記入ください。

① 貴自治体職員で講師を務めた方		人
② 貴自治体職員以外で講師を務めた方（外部講師）		人

問 II - 3 研修講師の確保状況

貴自治体では、当該研修の講師をどのように選定しましたか。当てはまるものを全て選択してください。

1：前クールの講師担当者に継続就任を依頼する	
------------------------	--

2：他自治体に適任者を推薦してもらう	
3：有識者（研修センター担当者・学識等）に適任者を推薦してもらう	
4：研修企画者自らが適任者を検討する	
5：その他（ ）	

Ⅲ. 研修の実施状況

問Ⅲ-1 研修の実施概要

(1) 研修 1 クールで、全ての科目の実施に要した時間についてご回答ください。

※参考：国の通知で定められた時間は、30時間（1 コマ90分×20コマ）です。

1：国の通知どおりの時間で実施した	2：国の通知以上の時間で実施した	
-------------------	------------------	--

(2) (1) で「2：国の通知以上の時間で実施した」と回答した場合、

① 1 クールの実施に要した時間 ② 国の通知より受講時間を充実させた科目の内容 をご記入ください。

① 1 クールの実施に要した時間 ※ 1 コマ90分×21コマの場合は、31.5時間とご回答いただくイメージです		時間
② 国の通知より受講時間を充実させた科目の内容		

(3) 研修の一部または全部をオンライン化する取組の状況として、当てはまるものを全て選択してください。

※オンライン化には、リアルタイム配信のほか、オンデマンドによる実施を含みます。

1：リアルタイム配信形式で提供している研修科目がある	
2：オンデマンド形式で提供している研修科目がある	
3：オンライン化の取組は行っていない	

(4) 当該研修では、講義を中心として、演習と一体的に実施することが求められています。

直近のクールで、一部演習を取り入れたコマ数をご記入ください。

一部演習を取り入れたコマ数		コマ
---------------	--	----

(5) 研修の到達目標の達成や、修得事項の定着を促進するために工夫していることがありましたらご記入ください。

--

(6) 研修教材のボリュームや内容を見直している頻度をご回答ください。

1：毎年度 1 回以上見直している	2：2～3 年度に 1 度見直している	
3：その他 ()		

Ⅳ. 研修の受講状況

問Ⅳ-1 受講対象者の範囲

通知で定められた対象者（法第13条第 3 項第 8 号又は児童福祉法施行規則第 6 条第12号若しくは同条第13号に規定する者のうち、児童福祉司に任用予定の者）以外に、貴自治体で、当該研修の受講対象としている者はいますか。

1：いる	2：いない	
------	-------	--

➡「1：いる」と回答した場合、受講対象者の条件として当てはまるものを全て選択してください。

1：新たに児童相談所に配置される者 (法第13条第 3 項第8号又は児童福祉法施行規則第 6 条第12号若しくは同条第13号に規定する者以外)	
2：要保護児童対策調整機関の調整担当者として配置するに当たって、児童福祉司任用前講習会の受講が必要となる者	
3：その他 ()	

問Ⅳ-2 再任者の受講要否

当該研修修了済の職員が、一度対象業務から離れた後に再任用される場合、当該研修を再受講する必要がありますか。

1：再受講の必要あり	
2：条件を満たす場合のみ再受講の必要あり	
3：再受講の必要なし	

➡「2：条件を満たす場合のみ再受講の必要あり」と回答した場合、条件の具体的な内容をご記入ください。

問Ⅳ-3 研修参加者のうち、クール内の修了者

直近のクールで当該研修に参加した者のうち、クール内の修了者数をご記入ください。

直近クール内の修了者数		人
-------------	-------------	---

問Ⅳ-4 研修の再受講方法に関する工夫の内容

通知では、一部の科目を受講できなかった場合、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修等を修了したこととする旨が定められています。

貴自治体で取り入れている研修再受講の具体的な方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：出席を代替するレポート等の課題の実施	
2：リアルタイムの補講の開講	
3：オンデマンド視聴による補講の実施	
4：その他（ ）	

問Ⅳ-5 研修が修了できなかった場合の対応

一部の科目を受講できず、当該科目について次年度までに再度受講ができなかった場合の対応について、当てはまるものを1つ選択してください。

1：未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる	
2：一定の条件を満たせば、未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる	
3：全科目を再受講する必要がある	

➡「2：一定の条件を満たせば、未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる」と回答した場合、条件の具体的な内容をご記入ください。

V. 研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の実施

問Ⅴ-1 研修の修了評価の実施方法

貴自治体で実施している、研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修受講者の自己評価	
2：講師による評価	
3：研修受講者直属の管理職等による評価	
4：その他（ ）	

問Ⅴ-2 受講者の知識・スキル等の修得状況

修了評価によって、特に受講者が知識・スキル等を修得できた、あるいはできなかったと評価された科目を上位・下位3科目まで、下記問Ⅴ-3の表：科目番号から選択してください。

修得状況	上位（修得できた）3科目			
	下位（修得できなかった）3科目			
	把握していない			

▶「把握していない」と回答した場合、設問Ⅵ「研修の企画・実施状況に関する評価」にお進みください。

問Ⅴ-3 受講者の知識・スキル等の修得状況の詳細

問Ⅴ-2で回答した科目について、受講者が具体的に修得できた細目・内容や、修得が十分できなかったと評価された細目・内容についても把握している場合には、詳しくご記入ください。また、補足事項がある場合も併せてご記入ください。（自由回答）

番号	科 目	修得状況に関する補足事項
1	子どもの権利擁護	
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	

4	子どもの成長・発達と生育環境	
5	ソーシャルワークの基本	
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	
7	児童相談所における方針決定の過程	
8	社会的養護における自立支援	
9	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	
10	行政権限の行使と司法手続き	
11	子ども虐待対応の基本	
12	非行対応の基本	
13	障害相談・支援の基本	

問Ⅴ-4 修了評価を活用した取組の状況

修了評価の結果の具体的な活用方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：受講者全員に対して、全体的な修得状況の傾向等を還元する	
2：個別の受講者に対して、個人別の修得状況等を還元する	
3：次回以降の当該研修の内容を見直す上での参考資料とする	
4：自治体の人材育成メニューの拡充・見直しを行う上での参考資料とする	
5：その他（ ）	

Ⅵ. 研修の企画・実施状況に関する評価

問Ⅵ-1 研修の企画・実施状況に関する定期的な評価の方針（評価の結果の活用方法を含む）

（1）研修の企画・実施状況（研修の内容・講師・提供方法等）に関する振り返り・見直しの方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修企画担当者自身が研修の振り返り・見直しを行うための機会を設けている（会議開催等）	
2：受講者から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
3：講師から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
4：研修受講者直属の上司から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
5：その他（ ）	

（2）研修の企画・実施状況について振り返り・見直しを行うこととしている項目として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修内容	
2：研修講師	
3：研修の提供方法（オンラインの活用方針、演習等の実施方法等）	
4：その他（ ）	

問Ⅵ-2 研修の企画・実施に関する自己評価（研修企画者の視点でご回答ください）

（1）国の通知で実施が定められた当該研修の科目について、受講者はどの程度修得できていますか。

①各科目で修得度合いを4段階評価（下記＜選択肢＞） ②特に修得に課題がある細目をご記入ください。

番号	科 目	①修得度合い	②特に修得に課題がある細目
1	子どもの権利擁護		
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮		
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制		
4	子どもの成長・発達と生育環境		
5	ソーシャルワークの基本		
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本		
7	児童相談所における方針決定の過程		
8	社会的養護における自立支援		
9	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援		
10	行政権限の行使と司法手続き		
11	子ども虐待対応の基本		
12	非行対応の基本		

13	障害相談・支援の基本		
----	------------	--	--

<選択肢>

1：修得できている	2：おおむね修得できている	3：あまり修得できていない	4：修得できていない
-----------	---------------	---------------	------------

（２）研修の企画・実施に関する課題について、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修予算を十分に確保できていない	
2：講師の適任者が見つからない	
3：講師のスケジュール調整が難しい	
4：講師の資質や知見にばらつきがある	
5：研修の欠席率が高い	
6：研修企画担当者の業務負担が重い	
7：特に課題を感じていない	
8：その他（ ）	

以上

児童福祉司任用後研修調査

I. 基本情報

問 I - 1

(1) 自治体名		
(2) 部署名		
(3) ご連絡先	役職名	
	お名前	
	電話番号	
	メールアドレス	

問 I - 2 直近の当該研修の参加者

直近のクールでの当該研修の参加者数をご記入ください。

参加者数		人
------	--	---

問 I - 3 直近実施した研修の企画者

直近で実施した当該研修の企画者（研修カリキュラムの検討を行う者）をご回答ください。

1：自治体本庁	2：中央児童相談所等の現場の担当部署	
3：他自治体	4：自治体以外の外部機関	
5：その他（ ）		

▶ 「3：他自治体」「4：自治体以外の外部機関」と回答した場合、設問Ⅴ「研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の実施」にお進みください。

▶ 以降の設問に関しては、**自治体（本庁または中央児童相談所）が企画している場合のみ**ご回答ください。
また、特に指定がある場合を除き、直近で実施した児童福祉司任用後研修についてご回答ください。

II. 研修の実施体制

問 II - 1 研修企画にかかる取組の状況

貴自治体では、児童福祉司任用後研修の研修内容を検討することを目的とした情報収集に関する取組（例：受講者や受講者の所属組織、所管地域の関係者（支援対象のこどもと家庭を含む）から情報収集を行う、等）を実施していますか。

1：はい	2：いいえ	
（「1：はい」と回答した場合）具体的な取組内容		

問 II - 2 研修講師の属性

（1）直近のクールにおける講師の人数内訳について、①貴自治体職員で講師を務めた方 ②貴自治体職員以外で講師を務めた方（外部講師）の人数をそれぞれご記入ください。

① 貴自治体職員で講師を務めた方		人
② 貴自治体職員以外で講師を務めた方（外部講師）		人

（2）外部講師の属性として当てはまるものを全て選択してください。

1：省庁の担当者		2：他自治体の職員	
3：福祉施設職員		4：医療機関職員	

5：大学教授・研究者		6：大学教授以外の教職員	
7：法律専門家		8：警察官	
9：NGO・NPO代表または職員		10：福祉関連の職能団体関係者	
11：社会的養護経験者		12：その他（ ）	

（3）講師のうち、直近のクールで初めて貴自治体の当該研修講師を務めた方の割合に最も近いものを選択してください。

1：まったくいない	2：～2割未満	3：2割以上～5割未満	4：5割以上～8割未満	5：8割以上	
-----------	---------	-------------	-------------	--------	--

問Ⅱ-3 研修講師の確保状況

貴自治体では、当該研修の講師をどのように選定しましたか。当てはまるものを全て選択してください。

1：前クールの講師担当者に継続就任を依頼する	
2：他自治体に適任者を推薦してもらう	
3：有識者（研修センター担当者・学識等）に適任者を推薦してもらう	
4：研修企画者自らが適任者を検討する	
5：その他（ ）	

Ⅲ. 研修の実施状況

問Ⅲ-1 研修の実施概要

(1) 研修1クールで、全ての科目の実施に要した時間についてご回答ください。

※参考：国の通知で定められた時間は、30時間（1コマ90分×20コマ）です。

1：国の通知どおりの時間で実施した	2：国の通知以上の時間で実施した	
-------------------	------------------	--

(2) (1) で「2：国の通知以上の時間で実施した」と回答した場合、

① 1 クールの実施に要した時間 ② 国の通知より受講時間を充実させた科目の内容 をご記入ください。

① 1 クールの実施に要した時間 ※ 1 コマ90分×21コマの場合は、31.5時間とご回答いただくイメージです		時間
② 国の通知より受講時間を充実させた科目の内容		

(3) 研修の一部または全部をオンライン化する取組の状況として、当てはまるものを全て選択してください。

※オンライン化には、リアルタイム配信のほか、オンデマンドによる実施を含みます。

1：リアルタイム配信形式で提供している研修科目がある	
2：オンデマンド形式で提供している研修科目がある	
3：オンライン化の取組は行っていない	

(4) 研修の到達目標の達成や、修得事項の定着を促進するために工夫していることがありましたらご記入ください。

--

(5) 研修教材のボリュームや内容を見直している頻度をご回答ください。

1：毎年度1回以上見直している	2：2～3年度に1度見直している	
3：その他	()	

Ⅳ. 研修の受講状況

問Ⅳ-1 受講対象者の範囲

通知で定められた対象者（児童福祉法第13条第3項に規定する者のうち、児童福祉司に任用された者）以外に、貴自治体で、当該研修の受講対象としている者はいますか。

1：いる	2：いない	
------	-------	--

➡「1：いる」と回答した場合、受講対象者の条件を具体的にご記入ください。

--

問Ⅳ-2 再任者の受講要否

当該研修修了済の職員が、一度対象業務から離れた後に再任用される場合、当該研修を再受講する必要がありますか。

1：再受講の必要あり	
2：条件を満たす場合のみ再受講の必要あり	
3：再受講の必要なし	

➡「2：条件を満たす場合のみ再受講の必要あり」と回答した場合、条件の具体的な内容をご記入ください。

問Ⅳ-3 研修参加者のうち、クール内の修了者

直近のクールで当該研修に参加した者のうち、クール内の修了者数をご記入ください。

直近クール内の修了者数		人
-------------	--	---

問Ⅳ-4 研修の再受講方法に関する工夫の内容

通知では、一部の科目を受講できなかった場合、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修等を修了したとする旨が定められています。

貴自治体で取り入れている研修再受講の具体的な方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：出席を代替するレポート等の課題の実施	
2：リアルタイムの補講の開講	
3：オンデマンド視聴による補講の実施	
4：その他（ ）	

問Ⅳ-5 研修が修了できなかった場合の対応

一部の科目を受講できず、当該科目について次年度までに再度受講ができなかった場合の対応について、当てはまるものを1つ選択してください。

1：未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる	
2：一定の条件を満たせば、未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる	
3：全科目を再受講する必要がある	

➡「2：一定の条件を満たせば、未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる」と回答した場合、条件の具体的な内容をご記入ください。

V. 研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の実施

問Ⅴ-1 研修の修了評価の実施方法

貴自治体で実施している、研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修受講者の自己評価	
2：講師による評価	
3：研修受講者直属の管理職等による評価	
4：その他（ ）	

問Ⅴ-2 受講者の知識・スキル等の修得状況

修了評価によって、特に受講者が知識・スキル等を修得できた、あるいはできなかったと評価された科目を上位・下位3科目まで、下記問Ⅴ-3の表：科目番号から選択してください。

修得状況	上位（修得できた）3科目			
	下位（修得できなかった）3科目			
	把握していない			

▶「把握していない」と回答した場合、設問Ⅵ「研修の企画・実施状況に関する評価」にお進みください。

問Ⅴ-3 受講者の知識・スキル等の修得状況の詳細

問Ⅴ-2で回答した科目について、受講者が具体的に修得できた細目・内容や、修得が十分できなかったと評価された細目・内容についても把握している場合には、詳しくご記入ください。また、補足事項がある場合も併せてご記入ください。（自由回答）

番号	科 目	修得状況に関する補足事項
1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	
2	子ども面接・家族面接に関する技術	

3	児童相談所における方針決定の過程	
4	社会的養護における自立支援	
5	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援	
6	行政権限の行使と司法手続き	
7	子ども虐待対応	
8	非行対応	

問Ⅴ-4 修了評価を活用した取組の状況

修了評価の結果の具体的な活用方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：受講者全員に対して、全体的な修得状況の傾向等を還元する	
2：個別の受講者に対して、個人別の修得状況等を還元する	
3：次回以降の当該研修の内容を見直す上での参考資料とする	
4：自治体の人材育成メニューの拡充・見直しを行う上での参考資料とする	
5：その他（ ）	

Ⅵ. 研修の企画・実施状況に関する評価

問Ⅵ-1 研修の企画・実施状況に関する定期的な評価の方針（評価の結果の活用方法を含む）

（1）研修の企画・実施状況（研修の内容・講師・提供方法等）に関する振り返り・見直しの方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修企画担当者自身が研修の振り返り・見直しを行うための機会を設けている（会議開催等）	
2：受講者から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
3：講師から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
4：研修受講者直属の上司から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
5：その他（ ）	

（2）研修の企画・実施状況について振り返り・見直しを行うこととしている項目として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修内容	
2：研修講師	
3：研修の提供方法（オンラインの活用方針、演習等の実施方法等）	
4：その他（ ）	

問Ⅵ-2 研修の企画・実施に関する自己評価（研修企画者の視点でご回答ください）

（1）国の通知で実施が定められた当該研修の科目について、受講者はどの程度修得できていますか。
①各科目で修得度合いを4段階評価（下記＜選択肢＞） ②特に修得に課題がある細目 をご記入ください。

番号	科 目	①修得度合い	②特に修得に課題がある細目
1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント		
2	子ども面接・家族面接に関する技術		
3	児童相談所における方針決定の過程		
4	社会的養護における自立支援		
5	関係機関（市区町村を含む）との連携・協働と在宅支援		
6	行政権限の行使と司法手続き		
7	子ども虐待対応		
8	非行対応		

＜選択肢＞

1：修得できている	2：おおむね修得できている	3：あまり修得できていない	4：修得できていない
-----------	---------------	---------------	------------

（2）研修の企画・実施に関する課題について、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修予算を十分に確保できていない	
2：講師の適任者が見つからない	
3：講師のスケジュール調整が難しい	
4：講師の資質や知見にばらつきがある	
5：研修の欠席率が高い	
6：研修企画担当者の業務負担が重い	
7：特に課題を感じていない	
8：その他（ ）	

以上

要保護児童対策調整機関の調整担当者研修調査

I. 基本情報

問 I -1

(1) 自治体名		
(2) 部署名		
(3) ご連絡先	役職名	
	お名前	
	電話番号	
	メールアドレス	

問 I -2 直近の当該研修の参加者

直近のクールでの当該研修の参加者数をご記入ください。

参加者数		人
------	--	---

問 I -3 直近実施した研修の企画者

直近で実施した当該研修の企画者（研修カリキュラムの検討を行う者）をご回答ください。

1：自治体本庁	2：中央児童相談所等の現場の担当部署	
3：他自治体	4：自治体以外の外部機関	
5：その他（		

▶「3：他自治体」「4：自治体以外の外部機関」と回答した場合、設問Ⅴ「研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の実施」にお進みください。

▶以降の設問に関しては、**自治体（本庁または中央児童相談所）が企画している場合のみ**ご回答ください。
また、特に指定がある場合を除き、直近で実施した要保護児童対策調整機関の調整担当者研修についてご回答ください。

II. 研修の実施体制

問 II -1 研修企画にかかる取組の状況

貴自治体では、要保護児童対策調整機関の調整担当者研修の研修内容を検討することを目的とした情報収集に関する取組（例：受講者や受講者の所属組織、所管地域の関係者（支援対象のこどもと家庭を含む）から情報収集を行う、等）を実施していますか。

1：はい	2：いいえ	
（「1：はい」と回答した場合）具体的な取組内容		

問 II -2 研修講師の属性

（1）直近のクールにおける講師の人数内訳について、①貴自治体職員で講師を務めた方 ②貴自治体職員以外で講師を務めた方（外部講師）の人数をそれぞれご記入ください。

①貴自治体職員で講師を務めた方		人
②貴自治体職員以外で講師を務めた方（外部講師）		人

（2）外部講師の属性として当てはまるものを全て選択してください。

1：省庁の担当者		2：他自治体の職員	
3：福祉施設職員		4：医療機関職員	

5：大学教授・研究者		6：大学教授以外の教職員	
7：法律専門家		8：警察官	
9：NGO・NPO代表または職員		10：福祉関連の職能団体関係者	
11：社会的養護経験者		12：その他（ ）	

（3）講師のうち、直近のクールで初めて貴自治体の当該研修講師を務めた方の割合に最も近いものを選択してください。

1：まったくいない	2：～2割未満	3：2割以上～5割未満	4：5割以上～8割未満	5：8割以上	
-----------	---------	-------------	-------------	--------	--

問Ⅱ-3 研修講師の確保状況

貴自治体では、当該研修の講師をどのように選定しましたか。当てはまるものを全て選択してください。

1：前クールの講師担当者に継続就任を依頼する	
2：他自治体に適任者を推薦してもらう	
3：有識者（研修センター担当者・学識等）に適任者を推薦してもらう	
4：研修企画者自らが適任者を検討する	
5：その他（ ）	

Ⅲ. 研修の実施状況

問Ⅲ-1 研修の実施概要

(1) 研修 1 クールで、全ての科目の実施に要した時間についてご回答ください。

※参考：国の通知で定められた時間は、28.5時間（1コマ90分×19コマ）です。

1：国の通知どおりの時間で実施した	2：国の通知以上の時間で実施した	
-------------------	------------------	--

(2) (1) で「2：国の通知以上の時間で実施した」と回答した場合、

① 1 クールの実施に要した時間 ② 国の通知より受講時間を充実させた科目の内容 をご記入ください。

① 1 クールの実施に要した時間 ※1コマ90分×20コマの場合は、30時間とご回答いただくイメージです		時間
② 国の通知より受講時間を充実させた科目の内容		

(3) 研修の一部または全部をオンライン化する取組の状況として、当てはまるものを全て選択してください。

※オンライン化には、リアルタイム配信のほか、オンデマンドによる実施を含みます。

1：リアルタイム配信形式で提供している研修科目がある	
2：オンデマンド形式で提供している研修科目がある	
3：オンライン化の取組は行っていない	

(4) 研修の到達目標の達成や、修得事項の定着を促進するために工夫していることがありましたらご記入ください。

--

(5) 研修教材のボリュームや内容を見直している頻度をご回答ください。

1：毎年度 1 回以上見直している	2：2～3 年度に 1 度見直している	
3：その他	()	

Ⅳ. 研修の受講状況

問Ⅳ-1 受講対象者の範囲

通知で定められた対象者（規則第25条の28第 2 項に定める調整担当者として職務を行う者）以外に、貴自治体で、当該研修の受講対象としている者はいますか。（例：管内児童家庭支援センター職員を受講対象としている、等）

1：いる	2：いない	
------	-------	--

➡「1：いる」と回答した場合、受講対象者の条件を具体的にご記入ください。

--

問Ⅳ-2 再任者の受講要否

当該研修修了済の職員が、一度対象業務から離れた後に再任用される場合、当該研修を再受講する必要がありますか。

1：再受講の必要あり	
2：条件を満たす場合のみ再受講の必要あり	
3：再受講の必要なし	

➡「2：条件を満たす場合のみ再受講の必要あり」と回答した場合、条件の具体的な内容をご記入ください。

問Ⅳ-3 研修参加者のうち、クール内の修了者

直近のクールで当該研修に参加した者のうち、クール内の修了者数をご記入ください。

直近クール内の修了者数		人
-------------	--	---

問Ⅳ-4 研修の再受講方法に関する工夫の内容

通知では、一部の科目を受講できなかった場合、当該科目について年度内または次年度において再度受講することで、研修等を修了したとする旨が定められています。

貴自治体で取り入れている研修再受講の具体的な方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：出席を代替するレポート等の課題の実施	
2：リアルタイムの補講の開講	
3：オンデマンド視聴による補講の実施	
4：その他（ ）	

問Ⅳ-5 研修が修了できなかった場合の対応

一部の科目を受講できず、当該科目について次年度までに再度受講ができなかった場合の対応について、当てはまるものを1つ選択してください。

1：未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる	
2：一定の条件を満たせば、未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる	
3：全科目を再受講する必要がある	

➡「2：一定の条件を満たせば、未修了の科目のみ追加受講することで修了者として認められる」と回答した場合、条件の具体的な内容をご記入ください。

V. 研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の実施

問Ⅴ-1 研修の修了評価の実施方法

貴自治体で実施している、研修の修了評価（研修内容の修得度合に関する評価）の方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修受講者の自己評価	
2：講師による評価	
3：研修受講者直属の管理職等による評価	
4：その他（ ）	

問Ⅴ-2 受講者の知識・スキル等の修得状況

修了評価によって、特に受講者が知識・スキル等を修得できた、あるいはできなかったと評価された科目を上位・下位3科目まで、下記問Ⅴ-3の表：科目番号から選択してください。

修得状況	上位（修得できた）3科目			
	下位（修得できなかった）3科目			
	把握していない			

▶「把握していない」と回答した場合、設問Ⅵ「研修の企画・実施状況に関する評価」にお進みください。

問Ⅴ-3 受講者の知識・スキル等の修得状況の詳細

問Ⅴ-2で回答した科目について、受講者が具体的に修得できた細目・内容や、修得が十分できなかったと評価された細目・内容についても把握している場合には、詳しくご記入ください。また、補足事項がある場合も併せてご記入ください。（自由回答）

番号	科 目	修得状況に関する補足事項
1	子どもの権利擁護と倫理	
2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	

3	要保護児童対策地域協議会の運営	
4	会議の運営とケース管理	
5	児童相談所の役割と連携	
6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	
7	社会的養護と市区町村の役割	
8	子どもの成長・発達と生育環境	
9	子どもの生活に関する諸問題	
10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	
11	子ども虐待対応	
12	母子保健の役割と保健機関との連携	
13	子どもの所属機関の役割と連携	
14	子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用	

問Ⅴ-4 修了評価を活用した取組の状況

修了評価の結果の具体的な活用方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：受講者全員に対して、全体的な修得状況の傾向等を還元する	
2：個別の受講者に対して、個人別の修得状況等を還元する	
3：次回以降の当該研修の内容を見直す上での参考資料とする	
4：自治体の人材育成メニューの拡充・見直しを行う上での参考資料とする	
5：その他（ ）	

Ⅵ. 研修の企画・実施状況に関する評価

問Ⅵ-1 研修の企画・実施状況に関する定期的な評価の方針（評価の結果の活用方法を含む）

（1）研修の企画・実施状況（研修の内容・講師・提供方法等）に関する振り返り・見直しの方法として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修企画担当者自身が研修の振り返り・見直しを行うための機会を設けている（会議開催等）	
2：受講者から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
3：講師から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
4：研修受講者所属組織（管内市区町村など）から研修の企画・実施状況に対する意見を聴取することとしている	
5：その他（ ）	

（2）研修の企画・実施状況について振り返り・見直しを行うこととしている項目として、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修内容	
2：研修講師	
3：研修の提供方法（オンラインの活用方針、演習等の実施方法等）	
4：その他（ ）	

問Ⅵ-2 研修の企画・実施に関する自己評価（研修企画者の視点でご回答ください）

（1）国の通知で実施が定められた当該研修の科目について、受講者はどの程度修得できていますか。
①各科目で修得度合いを4段階評価（下記＜選択肢＞） ②特に修得に課題がある細目をご記入ください。

番号	科 目	①修得度合い	②特に修得に課題がある細目
1	子どもの権利擁護と倫理		
2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制		
3	要保護児童対策地域協議会の運営		
4	会議の運営とケース管理		
5	児童相談所の役割と連携		
6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方		
7	社会的養護と市区町村の役割		
8	子どもの成長・発達と生育環境		
9	子どもの生活に関する諸問題		
10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク		
11	子ども虐待対応		
12	母子保健の役割と保健機関との連携		

13	子どもの所属機関の役割と連携		
14	子どもと家族の生活に関する法令と制度の理解と活用		

<選択肢>

1：修得できている	2：おおむね修得できている	3：あまり修得できていない	4：修得できていない
-----------	---------------	---------------	------------

（２）研修の企画・実施に関する課題について、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修予算を十分に確保できていない	
2：講師の適任者が見つからない	
3：講師のスケジュール調整が難しい	
4：講師の資質や知見にばらつきがある	
5：研修の欠席率が高い	
6：研修企画担当者の業務負担が重い	
7：特に課題を感じていない	
8：その他（ ）	

以上

児童福祉司スーパーバイザー研修調査

(1) 自治体名		
(2) 部署名		
(3) ご連絡先	役職名	
	お名前	
	電話番号	
	メールアドレス	

I. 基本情報

問 I -1 直近の当該研修の参加者

直近のクールでの当該研修の参加者数をご記入ください。

参加者数		人
------	--	---

問 I -2 研修参加者のうち、クール内の修了者

直近のクールで当該研修に参加した者のうち、クール内の修了者数をご記入ください。

直近クール内の修了者数		人
-------------	--	---

問 I -3 直近実施した研修の企画者

直近で実施した当該研修の企画者（研修カリキュラムの検討を行う者）をご回答ください。

1：自治体本庁	2：中央児童相談所等の現場の担当部署	
3：他自治体	4：自治体以外の外部機関	
5：その他（ ）		

▶ 以降の設問に関しては、特に指定がある場合を除き、直近で実施した児童福祉司スーパーバイザー研修についてご回答ください。

II. 研修対象者の選定

問 II -1 勤務経験に関する基準

貴自治体で児童福祉司スーパーバイザー研修の受講者として選定される者（児童福祉法第13条第6項に規定する内閣府令で定める者を除く）の児童福祉司としての勤務経験について、何年以上を基準としていますか。

児童福祉司スーパーバイザー研修受講者の児童福祉司としての勤務年数		年以上
----------------------------------	--	-----

問 II -2 その他の選定基準

(1) 児童福祉司スーパーバイザー研修の受講者の選定にあたり、「児童福祉司としての勤務年数」以外の基準を設けていますか。

1：はい	2：いいえ	
------	-------	--

(2) (1) で「はい」と回答した場合、具体的な基準の内容をご記入ください。

--

Ⅲ. 研修の企画・実施に関する評価と課題

▶「問Ⅰ-3 直近実施した研修の企画者」で「3：他自治体」「4：自治体以外の外部機関」と回答した場合、回答は不要です。

問Ⅲ-2 研修の企画・実施に関する自己評価（研修企画者の視点でご回答ください）

（１）国の通知で実施が定められた当該研修の科目について、受講者はどの程度修得できていますか。

①各科目で修得度合いを４段階評価（下記＜選択肢＞） ②特に修得に課題がある細目 をご記入ください。

番号	科 目	①修得度合い	②特に修得に課題がある細目
1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題		
2	スーパービジョンの基本		
3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント		
4	子どもの面接・家族面接に関する技術		
5	関係機関（市町村を含む）との連携・協働と在宅支援		
6	行政権限の行使と司法手続		
7	子ども虐待対応		
8	非行対応		
9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク		
10	スーパービジョンの基本		
11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題		
12	ソーシャルワークとケースマネジメント		

＜選択肢＞

1：修得できている	2：おおむね修得できている	3：あまり修得できていない	4：修得できていない
-----------	---------------	---------------	------------

（２）研修の企画・実施に関する課題について、当てはまるものを全て選択してください。

1：研修予算を十分に確保できていない	
2：講師の適任者が見つからない	
3：講師のスケジュール調整が難しい	
4：講師の資質や知見にばらつきがある	
5：研修の欠席率が高い	
6：研修企画担当者の業務負担が重い	
7：特に課題を感じていない	
8：その他（	）

以上

研修の企画・運用に関する設問

(1) 自治体名		
(2) 部署名		
(3) ご連絡先	役職名	
	お名前	
	電話番号	
	メールアドレス	

＜研修企画体制＞

問Ⅰ 研修企画・運用の専任体制

貴自治体では、児童福祉分野の企画を担当する職員を配置していますか。

1：配置している（専任者あり）	
2：配置している（兼務のみ）	
3：配置していない	

問Ⅱ 研修企画・運用担当者の人数

貴自治体で児童福祉分野の法定研修（児童福祉司任用前講習会・任用後研修、要保護児童調整機関の調整担当者研修）を企画している職員の人数（専任・兼務別）をご回答ください。
また、そのうち、児童福祉分野への従事年数が5年以上の者の人数もご記入ください。

専任		人	（うち、児童福祉分野従事年数5年以上		人）
兼務		人	（うち、児童福祉分野従事年数5年以上		人）

＜法定研修に関する課題・要望＞

問Ⅲ 児童福祉分野の法定研修全体について、研修間の内容の重複やカリキュラム内容の充実等、制度・運用上改善が必要と感じられていることがございましたらご記載ください。

お忙しいところ、調査にご協力いただきましてありがとうございました。
提出先メールアドレス：kodomo-kensyu2024@mizuho-rt.co.jp

別添資料 2

細目整理結果（全体版）

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
1_こどもの権利擁護	○			こどもの権利の考え方 こどもの権利に関する経緯・歴史 児童の権利に関する条約（国連「児童の代替的養護に関する指針」、出自を知る権利を始めとした権利を含む） こどもの権利に関する国内法（児童福祉法） こどもの意見表明等支援とアドボカシー こどもの権利侵害	子どもの権利の考え方 子どもの権利条約 国連「児童の代替的養護に関する指針」 児童福祉法の理念 子どもの権利侵害	子どもの権利擁護 子どもの権利擁護 子どもの権利擁護 子どもの権利擁護 子どもの権利擁護	子どもの権利の考え方 児童の権利に関する条約 国連「児童の代替的養護に関する指針」 児童福祉法の理念 子どもの権利侵害		子どもの権利擁護に関すること（社会的養護における子どもの権利擁護、被措置児童等虐待 等）	
2_こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	○			こども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割（倫理的配慮を含む） こども・保護者に向き合う姿勢（ストレングス、エンパワメント、共感、レジリエンス） こども・保護者との関係性に対する理解（ポジショナリティ、パートナーシップ）とこどもの福祉のためのこどもや保護者を中心とした支援 こどもや家庭への支援における関係機関と専門職の役割	子ども家庭福祉における倫理的配慮 エビデンスの必要性和得るための倫理的配慮 各種関係機関の特徴と役割	 関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	子ども家庭福祉における倫理的配慮 国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割 関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方 関係機関との協働と在宅支援 要保護児童対策地域協議会の運営・業務 関係機関への説明の理論性と正当性の必要性 児童相談所の業務			

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
					市町村相談援助業務					
					要保護児童対策地域協議会の運営・業務					
					児童福祉審議会の目的と役割					
					社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携					
					警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方					
					警察・司法などとの連携のあり方					
				こども家庭福祉分野のソーシャルワークにおけるスーパービジョン（自己の振り返りや自己覚知・倫理的ジレンマの解決のためのスーパービジョンを含む）		（講義）スーパービジョンの目的、基本				
						（演習）スーパービジョンの目的、基本				
3_こども家庭福祉Ⅰ （こども家庭をとりまく環境と支援）		○		・こども・家族・家庭の定義				児童福祉の理念と制度		
				・こども家庭福祉の理念						
				・ライフステージ（胎児期・周産期～青年期等）ごとのこどもに必要な養育環境・社会環境	生育環境とその影響（DV・貧困を含む）		生育環境とその影響（DV・貧困を含む）			
					子どもの発達特性					
				・養育環境・社会環境の変化・変更がこどもに及ぼす影響	生育環境とその影響（DV・貧困を含む）	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響	生育環境とその影響（DV・貧困を含む）			
				・養育環境・社会環境がこどもに及ぼす影響（環境がこどもにもたらすポジティブな体験・虐待等の逆境体験、環境とこどもとの相互作用を含む）	生育環境とその影響（DV・貧困を含む）		生育環境とその影響（DV・貧困を含む）			
					子どもの発達特性					
					虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響		虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響			
				・こどもが置かれている多様な状況とニーズの理解	子ども家庭の問題に関する現状と課題		子ども家庭の問題に関する現状と課題			
				・外国にルーツを持つこどもや家庭の状況						
・要介護者・要支援者のいる家庭とこどもへの影響、ヤングケアラー										
・こどもや家庭(女性、若者を含む)への支援における組織・団体の役割			多機関ネットワーク							
4_こども家庭福祉Ⅱ （保護者や家族の理解）		○		・家庭を取り巻く社会環境	子ども家庭の問題に関する現状と課題		子ども家庭の問題に関する現状と課題			保護者支援・子育て支援の現状と課題 保護者に対する相談援助の方法と技術
				・保護者や家族の理解（DV、精神障害、知的障害、発達障害、依存症、社会的孤立等）	子ども家庭の問題に関する現状と課題	障害相談・支援	子ども家庭の問題に関する現状と課題			
					生育環境とその影響（DV・貧困を含む）					
					子ども及び保護者の精神や発達等の状況		子ども及び保護者の精神や発達等の状況			

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
					保護者の特性					
				・ 家族の機能	子ども・親・家族、地域のアセスメント	子ども・親・家族、地域のアセスメント	子ども・親・妊婦・家族、地域のアセスメント			
					子ども・家族とその関係性のアセスメント	子ども・家族とその関係性のアセスメント	子ども・家族とその関係性のアセスメント			
					ケースの問題の評価の方法	ケースの問題の評価の方法	ケースの問題の評価の方法			
				・ 家族理解とその支援の手法（ひとり親家庭、ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族力動、家族のライフコース、保護者の	生育環境とその影響（DV・貧困を含む）		生育環境とその影響（DV・貧困を含む）			
					保護者の特性					
				・ 家族システムの理解（虐待が起こる過程を含む）						
				・ 関連する法制度（母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、生活困窮者自立支援法等）						
5_こども家庭福祉Ⅲ （精神保健の課題と支援）		○		・ 精神保健の動向（法制度を含む）						
・ こどもや保護者の精神疾患との関連で発生する症状や行動の理解				子ども及び保護者の精神や発達等の状況	親・家族への対応、親・家族への支援	子ども及び保護者の精神や発達等の状況				
				保護者の特性						
・ ライフサイクルに応じて発生しやすい精神保健上の課題（出産・育児をめぐる精神保健上の課題等）				保護者の特性	親・家族への対応、親・家族への支援					
・ 精神疾患が及ぼすこどもや家庭への影響（社会的孤立や差別・偏見を含む）				子ども及び保護者の精神や発達等の状況	親・家族への対応、親・家族への支援	子ども及び保護者の精神や発達等の状況				
				保護者の特性						
・ 精神保健福祉に関する支援（精神保健上の課題の予防を含む）				子ども及び保護者の精神や発達等の状況	親・家族への対応、親・家族への支援	子ども及び保護者の精神や発達等の状況				
				保護者の特性						
・ 家庭における関係の課題（精神疾患を抱えた保護者とこどもの関係性に関する課題）				子ども及び保護者の精神や発達等の状況	親・家族への対応、親・家族への支援	子ども及び保護者の精神や発達等の状況				
				保護者の特性						
・ こどもや保護者の自傷行為の理解、自殺の予防と支援（遺族・遺児への支援を含む）						非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題				
・ 異文化に接した際に生じる精神保健上の課題										
・ 精神保健福祉に関する支援を担う機関と専門職（医療機関を含む）			医療機関との連携							
6_こども家庭福祉Ⅳ （行政の役割と法制度）		○		・ こども家庭福祉制度の歴史	子ども家庭の問題に関する現状と課題		子ども家庭の問題に関する現状と課題	児童福祉の理念と制度 児童虐待を含むこどもの支援の実務 関係機関との連携の基盤 関係機関との連携の実務		保護者支援・子育て支援における専門職及び関係機関との連携 保護者支援・子育て位支援における地域資源の活用
				・ こども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、民法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等）	子ども家庭福祉に関する法令及び制度		子ども家庭福祉に関する法令及び制度			

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・こども家庭福祉に関わる組織等の役割（国、都道府県、市区町村の役割を含む）	各種関係機関の特徴と役割	関係機関との適切な連携・協働の 取り方・あり方	国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割	務		
					関係機関との適切な連携・協働の 取り方・あり方	関係機関への支援計画に関する理 論的な説明の必要性	各関係機関の特徴と役割			
					関係機関への支援計画に関する理 論的な説明の必要性	市町村子ども家庭相談と児童相談 所との協働	関係機関との適切な連携・協働の 取り方・あり方			
					市町村子ども家庭相談と児童相談 所との協働	要保護児童対策地域協議会と児童 相談所との協働	多機関ネットワーク			
					要保護児童対策地域協議会と児童 相談所との協働	関係機関との協働と在宅支援	関係機関との協働と在宅支援			
					関係機関との協働と在宅支援	多職種連携のためのコミュニケー ションの取り方	要保護児童対策地域協議会の運 営・業務			
					多職種連携のためのコミュニケー ションの取り方	関係機関との連携・協働と在宅支 援	関係機関への説明の理論性と正当 性の必要性			
					国、都道府県（児童相談所）、市 町村の役割		調整機関の役割			
					児童相談所の業務（入所措置、児 童福祉司指導、一時保護等）		児童相談所の業務			
					児童相談所が取り扱う相談（保健 相談等を含む）					
					市町村相談援助業務					
					要保護児童対策地域協議会の運 営・業務					
					児童福祉審議会の目的と役割					
7_こどもの身体的発 達等、母子保健と小 児医療の基礎		○		・心身の成長（成長曲線等）	子どもの成長・発達		子どもの成長・発達の特性	母子保健の理念と制度 の理解	子どもの発達と発達上 の問題に関すること （子どもの心身の発達 （発達段階）、虐待等 の発達への影響、 PTSD（心的外傷後ス トレス障害）、発達障 害 等）	
					子どもの発達の特性		医療機関との連携			
				・健康と疾病		障害相談・支援	医療機関との連携			
				・障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発 達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制度	障害種別と障害支援区分	障害相談・支援	障害種別と障害支援区分			
					障害に関する法令と制度について		障害に関する法令と制度			
				・疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・ リハビリテーション等）		障害相談・支援	医療機関との連携			
				・障害児や障害児の家族の支援			医療機関との連携			
				・妊産婦への支援と母子保健	母子健康手帳の活用		医療機関との連携			
							妊娠期におけるソーシャルワーク			
					・周産期の母体、こどもの育ち（周産期の保健医 療対策を含む）	母子健康手帳の活用				
	・虐待による身体的外傷の特徴	事実や所見などに基づく虐待鑑 別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑 別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑 別・判断						

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容				
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修	
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践								
					特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解		特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応				
					乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応		医療機関との連携				
				・医療と保健・福祉の連携			医療機関との連携				
							多機関ネットワーク				
8_こどもの心理的発達と心理的支援		○		・こどもの心の発達の基盤と発達過程（認知的、社会的、情緒的、性的、性的アイデンティティ	子どもの成長・発達	子どもの成長・発達と生育環境	子どもの成長・発達の特性		子どもの発達と発達上の問題に関すること （子どもの心身の発達（発達段階）、虐待等の発達への影響、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、発達障害 等）		
					子どもの発達の特性						
					・不適切な行動（不適切な性的行動等（性被害と性加害を含む））	特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解	特別な支援が必要な事例（性暴力、物質依存、放火等）の理解				特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応
					性的虐待への対応		性的虐待への対応				
				・心理アセスメントと心理的支援							
9_児童虐待の理解		○		・児童虐待の定義（マルトリートメント、体罰概念を含む）と児童虐待の背景	子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）	子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）	子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）	児童虐待を含むこどもの支援の実務		虐待の予防と対応等	
				・虐待等不適切な養育環境が及ぼすこどもへの長期的影響（身体的、認知的、社会的、情緒的、行動上の問題等）	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響				
						非行対応					
					虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など）	虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など）					
				・虐待による身体的成長・発達等への影響	生育環境とその影響（DV・貧困を含む）		生育環境とその影響（DV・貧困を含む）				
				・児童虐待や逆境体験とその心理的影響の理解（小児期の逆境体験と保護要件等）	子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）	子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）	子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）				
						子ども虐待対応					
				・アタッチメントとアタッチメント障害		子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に）					
				・心的外傷がこどもに与える心理・行動・発達への影響や支援の視点（トラウマインフォームドケア等）		子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に）					
				・誤学習							

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・喪失体験とその影響						
				・虐待を受けたこどもが抱える課題（非行やいじめ等）	虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など）	虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など）	非行、ひきこもり、不登校、家庭内暴力、自殺等の行動上の問題			
						非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン）	いじめ、子どもの貧困等の社会的問題			
						非行ケースへの介入のあり方				
						非行対応				
				・虐待と精神保健	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響		虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響			
					生育環境とその影響（DV・貧困を含む）		生育環境とその影響（DV・貧困を含む）			
				・虐待予防や虐待を受けたこどもへの支援の概要（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む）	子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）	初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング）	多機関ネットワーク			
					子ども虐待対応の基本原則（基本事項）	子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）	子ども虐待の一般的知識（現状と課題を含む）			
					子ども虐待の発生予防	子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項）	子ども虐待対応の基本原則（基本事項）			
					子ども虐待における早期発見・早期対応	子ども虐待の発生予防	子ども虐待の発生予防			
					子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）	子ども虐待における早期発見・早期対応	子ども虐待における早期発見・早期対応			
					子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）	子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）	子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）			
					子ども虐待事例の心理療法	子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）	子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）			
					子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解	子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に）	子ども虐待事例の心理療法			
					虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響	子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解			
					虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など）	虐待に関連する子どもの生活に関する諸問題（不登校、非行など）	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響			
					事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断			

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目				細目
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
					被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解			
					通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認			
					通告時の聞き取り方	通告時の聞き取り方	通告時の聞き取り方			
					通告時の危機アセスメント、初期 マネジメント	通告時の危機アセスメント、初期 マネジメント	通告時の危機アセスメント、初期 マネジメント			
					調査	警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方	調査			
					警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方	子ども虐待対応	警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方			
					特別な支援が必要な事例（代理に よるミュンヒハウゼン症候群 （MSBP）、性的虐待、医療ネグ レクトなど）の理解	非行対応	特別な支援が必要な事例（代理に よるミュンヒハウゼン症候群、性 的虐待、医療ネグレクト）の理解 乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐 待による頭部外傷(AHT)への対応			
					乳児揺さぶられ症候群（SBS）、 虐待による頭部外傷（AHT）への 対応	調査	性的虐待への対応			
					性的虐待への対応					
				・虐待を受けたこどもの保護者・家族の理解と支 援		親・家族への対応、親・家族への 支援				
10_少年非行		○		・少年非行の現状と心理的・社会的背景等		非行相談事例のケースマネージメ ント（アセスメントと支援ブラ ン）	非行、ひきこもり、不登校、家庭 内暴力、自殺等の行動上の問題			
						非行ケースへの介入のあり方				
				・虐待と少年非行	虐待に関連する子どもの生活に関 する諸問題（不登校、非行など）	虐待に関連する子どもの生活に関 する諸問題（不登校、非行など）				
						非行相談事例のケースマネージメ ント（アセスメントと支援ブラ ン）	非行、ひきこもり、不登校、家庭 内暴力、自殺等の行動上の問題			
						非行ケースへの介入のあり方				
						非行対応				
				・児童福祉法と少年法との関係	少年法との関係性	少年法との関係性				
				・関連する専門職等の役割	警察・司法などとの連携のあり方	警察・司法などとの連携のあり方				
11_社会的養護と自 立支援		○		・社会的養育の理念と支援の基本（パーマネン シー保障、社会的養護における運営・養育指針、 こどもの意見表明等支援とこどもを中心とした支 援、被措置児童等虐待の禁止等）	社会的養護における権利擁護（被 措置児童等虐待、苦情解決、第三 者評価）	社会的養護における権利擁護（被 措置児童等虐待、苦情解決、第三 者評価）	社会的養護における権利擁護（被 措置児童等虐待、苦情解決、第三 者評価）			
					社会的養護における永続性・継続 性を担保するソーシャルワークの あり方	社会的養護における永続性・継続 性を担保するソーシャルワークの あり方	社会的養護における永続性・継続 性を担保するソーシャルワークの あり方			
						社会的養護における自立支援				
				・こどもの支援における社会的養護の意義（児童	社会的養護制度	社会的養護制度	社会的養護制度			

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				養護施設等、里親、養子縁組等）	養子縁組制度	養子縁組制度	養子縁組制度			
					社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携			
				・社会的養護に係るこどもへの支援（移行支援、ライフストーリーワーク）	移行期ケアのあり方	移行期ケアのあり方	移行期ケアのあり方			
					生活支援と治療的養育	生活支援と治療的養育	生活支援と治療的養育			
				・児童養護施設等における自立支援（自立支援計画、親子関係再構築支援）	ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方			
						社会的養護における自立支援				
				・社会的養護に係る児童、若者への切れ目のない自立支援（居住支援、就労支援や成年後見制度の	年長児童の自立支援のあり方	年長児童の自立支援のあり方	年長児童の自立支援のあり方			
						社会的養護における自立支援				
				・社会的養護や自立支援に関わる専門職等の役割		社会的養護における自立支援				
				・アドミッションケア、インケア、リービングケア、アフターケアの実際	社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携			
					移行期ケアのあり方	移行期ケアのあり方	社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方			
					ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方	移行期ケアのあり方			
					年長児童の自立支援のあり方	年長児童の自立支援のあり方	ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方			
					生活支援と治療的養育	生活支援と治療的養育	年長児童の自立支援のあり方			
					社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方	社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方	生活支援と治療的養育			
12_貧困に対する支援		○		・貧困の概念						「子どもの貧困」に関する対応
				・貧困状態にあるこどもや家庭の生活実態			いじめ、子どもの貧困等の社会的問題			
				・貧困状態にあるこどもや家庭を取り巻く社会環境（虐待との関係も含む）			いじめ、子どもの貧困等の社会的問題			
				・貧困状態にあるこどもや家庭に対する福祉の理念			いじめ、子どもの貧困等の社会的問題			
				・貧困に対する法制度			生活保護制度・低所得者対策制度			
				・国、都道府県、市区町村の役割						
				・福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割						
				・関連する専門職等の役割						
13_保育		○		・保育における養護の理念等の理解						保護者に対する相談援助の方法と技術 保護者に対する相談援助の計画、記録及び評価
				・保育所等におけるソーシャルワークと保育士に求められる役割、専門性の理解						
				・こども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解（要支援児童・要保護児童及びその家庭も含む）						
				・保育所等における相談支援						
14_教育		○		・公教育の目的と意義						

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・教育の場としての学校の理解			学校組織			
				・教員の職務の全体像			学校組織			
				・児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢 （虐待、いじめ、不登校）			いじめ、子どもの貧困等の社会的 問題			
							非行、ひきこもり、不登校、家庭 内暴力、自殺等の行動上の問題			
				・学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や 役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合 理的配慮）						
				・スクールソーシャルワークの実践モデル						
				・スクールソーシャルワークの個別支援の視点、 集団支援の視点						
				・スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域 共同支援						
				・チーム学校運営			学校組織			
15_こども家庭福祉 とソーシャルワーク Ⅰ（多様なニーズを もつこどもや家庭へ のソーシャルワー ク）			○	・こどもの安全の維持、ウェルビーイング、パー マネンシー保障のためのソーシャルワーク	ソーシャルワークとは		ソーシャルワークとは	児童虐待を含むこども の支援の実務 こども家庭支援の過程 （特にアセスメント、 ケースマネジメント、 モニタリング）	家族支援やソーシャル ワークに関すること （家族支援、家族が抱 える問題、家族や地域 のアセスメント、ファ ミリーソーシャルワー ク 等）	保護者に対する相談援 助の方法と技術 保護者に対する相談援 助の計画、記録及び評 価 保護者支援における面 接技法
					ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
					ソーシャルワークの方法論に基づ いた子ども・家庭支援のあり方		ソーシャルワークの方法論に基づ いた子ども家庭支援のあり方			
				社会的養護における永続性・継続 性を担保するソーシャルワークの あり方	社会的養護における永続性・継続 性を担保するソーシャルワークの あり方	社会的養護における永続性・継続 性を担保するソーシャルワークの あり方				
			・ケースマネジメント	子どもの面接・家族面接（ロール プレー）	ケースマネジメント（アセスメ ント・プランニング）とは					
				ケースに関する調査のあり方	子ども・親・家族、地域のアセス メント	ケースに関する調査のあり方				
				子ども・親・家族、地域のアセス メント	子ども・家族とその関係性のアセ スメント	子ども・親・妊婦・家族、地域の アセスメント				
				子ども・家族とその関係性のアセ スメント	ケースの問題の評価の方法	子ども・家族とその関係性のアセ スメント				
				ケースの問題の評価の方法	支援計画の立て方	ケースの問題の評価の方法				
				支援計画の立て方	子ども、保護者や関係機関などへ の支援計画の説明の仕方	支援計画の立て方				
				子ども、保護者や関係機関などへ の支援計画の説明の仕方	ケースの進行管理・再評価	ケースの進行管理・再評価				
				ケースの進行管理・再評価	子どもの面接・家族面接（ロール プレー）					
				上記について多様な相談を前提に した取組	調査					
				子どもや保護者の地域の多様性に 配慮した取組						
・インテーク（エンゲージメント）	相談面接技術の基礎	調査	ケースに関する調査のあり方							

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
					子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	子どもの面接・家族面接（ロールプレー）				
					ケースに関する調査のあり方	ケースに関する情報把握のあり方				
				・アセスメント（身体的・精神的・社会的な観点からのリスクアセスメントやニーズアセスメント等、ジェノグラム・エコマップの作成を含む）、再アセスメント	子ども・親・家族、地域のアセスメント	子ども・親・家族、地域のアセスメント	子ども・親・妊婦・家族、地域のアセスメント			
					子ども・家族とその関係性のアセスメント	子ども・家族とその関係性のアセスメント	子ども・家族とその関係性のアセスメント			
					ケースの問題の評価の方法	ケースの問題の評価の方法	ケースの問題の評価の方法			
				・プランニング	支援計画の立て方	支援計画の立て方	支援計画の立て方			
						ケースマネジメント（アセスメント・プランニング）とは				
				・支援の実施	子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方	子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方				
				・モニタリング	ケースの進行管理・再評価	ケースの進行管理・再評価	ケースの進行管理・再評価			
					上記について多様な相談を前提にした取組					
				・支援の終結と事後評価	ケースの進行管理・再評価	ケースの進行管理・再評価	ケースの進行管理・再評価			
				・アフターケア						
				・こどもや保護者への面接技術	子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	子どもの面接・家族面接（ロールプレー）				
				・多様なニーズをもつこどもや家庭への支援（地域の見守りやアウトリーチ等の予防的な支援を含む）のアプローチ（解決志向アプローチ等）	子どもや保護者の地域の多様性に配慮した取組					
				16_こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）			○			
子ども虐待対応の基本原則（基本事項）	子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項）	子ども虐待対応の基本原則（基本事項）								
	子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方									
・ケースの発見	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断							
		初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング）								
・通告の受理・調査（立ち入り調査、臨検・捜索を含む）		初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング）								
	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認							
	通告時の聞き取り方	通告時の聞き取り方	通告時の聞き取り方							

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
					通告時の危機アセスメント、初期 マネージメント	通告時の危機アセスメント、初期 マネージメント	通告時の危機アセスメント、初期 マネージメント			
					調査	調査	調査			
				・緊急保護		初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング）				
				子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）	子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）	子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援）				
				・アセスメント（安全に焦点をおいたアセスメント等）、再アセスメント		初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング）				
				子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング）	子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング）	子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング）				
				・プランニング		初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング）				
				子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング）	子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング）	子ども虐待事例のケースマネージメント（アセスメント・プランニング）				
				・支援の実施	子ども虐待事例の心理療法	子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に）	子ども虐待事例の心理療法			
				・モニタリング						
				・支援の終結と事後評価						
				・アフターケア						
				・行政権限の理解と行使（調査権限や個人情報の取扱い、家庭裁判所への申立を含む）	司法関与に関する講義と演習	司法関与に関する講義と演習	個人情報の取扱い			
					行政権限の行使と司法手続	行政権限の行使と司法手続				
					親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	親権停止・喪失、未成年後見人、無戸籍児童への対応、抗告、刑事告発、告訴等	無戸籍児童への対応			
				・こどもを中心とした支援（一時保護の措置をとる際の当事者への説明等）	子ども、保護者や関係機関などへの支援計画の説明の仕方					
				・こどもの安全確保を目的としたこどもや保護者に対する面接技術（支援者が持つ権力性への自覚を含む）（司法面接を含む）	被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解			
				・こどもの安全確保を目的とした緊急的対応時のこどもや保護者に対する支援のアプローチ（危機介入アプローチ等）						

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・こどもの安全確保を目的とした緊急的対応時の対応の方法（抵抗や拒絶への理解、こどものトラウマとそのケア）と緊急的対応後のこどもへの支援 ・重大事例の検討（死亡事例を含む）						
17_こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ （地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）			○	・多職種・多機関連携による支援と意義（都道府県と市区町村の連携、要保護児童対策地域協議会の活用、重層的支援体制整備を含む）	各種関係機関の特徴と役割		各関係機関の特徴と役割	関係機関との連携の基盤 関係機関との連携の実務	関係機関との連携に関すること（児童相談所の役割との協働、地域の関係機関（教育機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会）との協働 等	
				関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方				
				市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	多機関ネットワーク				
				要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働	要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働	調整機関の役割				
						他市町村及び管轄外児童相談所との連携				
				関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性	関係機関への支援計画に関する理論的な説明の必要性	多機関ネットワーク				
				関係機関との協働と在宅支援	関係機関との協働と在宅支援	関係機関との協働と在宅支援				
					関係機関との連携・協働と在宅支援	関係機関への説明の理論性と正当性の必要性				
				多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	多職種連携のためのコミュニケーションの取り方					
						多機関ネットワーク				
						多機関ネットワーク				
				・地域におけるこどもの生活と地域の見守り、こどもの居場所に関する支援						
				・こども家庭福祉分野のソーシャルワークに係る、不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション（児童虐待を含めた課題を抱えたこどもへの支援に関する地域社会への働きかけを含む）						
				・地域共生社会の実現に向けた専門職の役割	各種関係機関の特徴と役割		各関係機関の特徴と役割			
							多機関ネットワーク			
				・多職種連携に関する支援の実際	各種関係機関の特徴と役割		各関係機関の特徴と役割			
					市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	多機関ネットワーク				
					要保護児童対策地域協議会と児童相談所との協働	関係機関との協働と在宅支援				
					関係機関との連携・協働と在宅支援	他市町村及び管轄外児童相談所との連携				
				関係機関との協働と在宅支援	関係機関との協働と在宅支援					
				社会的養護を必要とするこども（児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組）／自立支援（成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等）／保育／学校教育／ひとり親家庭／少年非行（司法機関（警察、検察、鑑別所、少年院等）との連携）	社会的養護制度	社会的養護制度	社会的養護制度			
					養子縁組制度	養子縁組制度	養子縁組制度			
					年長児童の自立支援のあり方	年長児童の自立支援のあり方	年長児童の自立支援のあり方			
					障害種別と障害支援区分		子ども及び保護者の精神や発達等の状況			

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				家庭裁判所等））／貧困／精神保健	障害に関する法令と制度について		学校組織			
					非行等の行動の問題への対応の基本		障害種別と障害支援区分			
						非行相談事例のケースマネジメント（アセスメントと支援プラン）	障害に関する法令と制度			
						非行ケースへの介入のあり方	生活保護制度・低所得者対策制度			
						非行対応				
					警察・司法などとの連携のあり方	警察・司法などとの連携のあり方				
					子ども及び保護者の精神や発達等の状況					
18_こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）			○	・判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り					施設の管理・運営（マネジメント）に関すること（風通しの良い組織運営、チームアプローチ、危機管理、基幹的職員に求められる役割 等） 職員への指導（スーパーバイズ）やメンタルヘルスに関すること（個別のスーパーバイズ、施設内研修、計画的な人材育成、研修技法 等） その他基幹的職員に必要なと思われる内容に関すること（スーパーバイザーに必要な資質、スーパーバイズの演習（ロールプレイ）等）	
				・重大なミスを防ぐために組織等で共有されている安全に関する要件等						
				・組織マネジメント		（講義）児童相談所内外のチームマネジメント				
						（演習）児童相談所内外のチームマネジメント				
				・組織内外におけるスーパービジョン、コンサルテーション	スーパービジョン	（講義）スーパービジョンの目的、基本				
						（演習）スーパービジョンの目的、基本				
				・組織における人材の育成と支援（心理的安全性、メンタルヘルス）		（講義）スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス(バーンアウト等)				
						（講義）スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応				
						（演習）スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス(バーンアウト等)				
						（演習）スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応				
19_こどもの権利擁護と倫理	○			・こどもの権利の考え方	子どもの権利の考え方		子どもの権利の考え方		子どもの権利擁護に関すること（社会的養護における子どもの権利擁護、被措置児童等虐待 等）	
				・児童の権利に関する条約	子どもの権利条約		児童の権利に関する条約			
				・児童福祉法の理念	児童福祉法の理念		児童福祉法の理念			
				・国連「児童の代替的養護に関する指針」	国連「児童の代替的養護に関する指針」		国連「児童の代替的養護に関する指針」			
				・こどもの権利侵害	子どもの権利侵害		子どもの権利侵害			

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
20_こども家庭相談 援助制度及び実施体 制		○		・こども家庭の問題に関する現状と課題	子ども家庭の問題に関する現状と課題		子ども家庭の問題に関する現状と課題	児童福祉の理念と制度		
				・こども家庭福祉に関する法令及び制度	子ども家庭福祉に関する法令及び制度	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	子ども家庭福祉に関する法令及び制度			
				・国、都道府県（児童相談所）、市区町村の役割	国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割		国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割			
21_児童相談所の役 割と連携		○		・児童相談所の組織と職員	国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割		国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割			
					児童相談所の業務（入所措置、児童福祉司指導、一時保護等）		児童相談所の業務			
					児童相談所が取り扱う相談（保健相談等を含む）		児童相談所の組織と職員			
				・援助決定の流れ	方針決定のあり方		援助決定の流れ			
				・市区町村こども家庭相談と児童相談所との協働	市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働			
22_こども家庭相談 の運営と相談援助の あり方			○	・こども家庭相談の業務	子ども家庭の問題に関する現状と課題		子ども家庭の問題に関する現状と課題	児童虐待を含むこども の支援の実務		
					子ども家庭福祉に関する法令及び制度	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	子ども家庭福祉に関する法令及び制度			
					国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割		国、都道府県（児童相談所）、市町村の役割			
					児童相談所の業務（入所措置、児童福祉司指導、一時保護等）		要保護児童対策地域協議会の運営・業務			
					児童相談所が取り扱う相談（保健相談等を含む）		児童相談所の業務			
					市町村相談援助業務		子ども家庭相談の業務			
					要保護児童対策地域協議会の運営・業務					
					児童福祉審議会の目的と役割					
				・相談受理のあり方		ケースに関する情報把握のあり方	相談受理のあり方			
				・支援決定の流れ	方針決定のあり方		支援決定の流れ			
				・保護者理解と支援	保護者の特性	親・家族への対応、親・家族への支援	保護者理解と支援			
				・面接相談の方法と技術	相談面接技術の基礎		面接相談の方法と技術			
				・こどもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方	子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	子どもの面接・家族面接・家庭訪問のあり方			
					ケースに関する調査のあり方		ケースに関する調査のあり方			
23_社会的養護と市 区町村の役割		○		・社会的養護制度	社会的養護制度	社会的養護制度	社会的養護制度	児童虐待を含むこども の支援の実務 こども家庭支援の過程 （特にアセスメント、 ケースマネジメント、 モニタリング）	関係機関との連携に関 すること（児童相談所 の役割との協働、地域 の関係機関（教育機 関、医療機関、要保護 児童対策地域協議会） との協働 等	
				・養子縁組制度	養子縁組制度	養子縁組制度	養子縁組制度			
				・社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携	社会的養護と児童相談所などの関係機関との連携			
							他市町村及び管轄外児童相談所との連携			
				・移行期ケアのあり方	移行期ケアのあり方	移行期ケアのあり方	移行期ケアのあり方			

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 ・年長児童の自立支援のあり方 ・生活支援と治療的養育 ・社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） ・社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 ・家庭復帰と市区町村の役割	ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 年長児童の自立支援のあり方 生活支援と治療的養育 社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） 社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 市町村相談援助業務 市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 年長児童の自立支援のあり方 生活支援と治療的養育 社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） 社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 市町村子ども家庭相談と児童相談所との協働	ファミリーソーシャルワーク及び家庭復帰支援のあり方 年長児童の自立支援のあり方 生活支援と治療的養育 社会的養護における権利擁護（被措置児童等虐待、苦情解決、第三者評価） 社会的養護における永続性・継続性を担保するソーシャルワークのあり方 家庭復帰と市町村の役割			
24_こどもの成長・発達と生育環境		○		・こどもの成長・発達の特性 ・生育環境とその影響（DV・貧困を含む） ・こども及び保護者の精神や発達等の状況	子どもの成長・発達 子どもの発達の特性 生育環境とその影響（DV・貧困を含む） 生育環境とその影響（DV・貧困を含む）	子どもの成長・発達と生育環境 子どもの成長・発達と生育環境	子どもの成長・発達の特性 生育環境とその影響（DV・貧困を含む） 生育環境とその影響（DV・貧困を含む）		子どもの発達と発達上の問題に関すること（子どもの心身の発達（発達段階）、虐待等の発達への影響、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、発達障	
25_こども虐待対応		○	○	・こども虐待対応の基本原則（基本事項） ・こども虐待の発生予防 ・こども虐待における早期発見・早期対応 ・こども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） ・こども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） ・こども虐待事例の心理療法 ・こども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解	子ども虐待対応の基本原則（基本事項） 子ども虐待の発生予防 子ども虐待における早期発見・早期対応 子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） 子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） 子ども虐待事例の心理療法 子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解	子ども虐待対応相談援助の基本原則（基本事項） 子ども虐待の発生予防 子ども虐待における早期発見・早期対応 初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング） 子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） 子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に） 子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証・検討	子ども虐待対応の基本原則（基本事項） 子ども虐待の発生予防 子ども虐待における早期発見・早期対応 子ども虐待における保護・支援（在宅支援・分離保護・養育・家庭支援） 子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング） 子ども虐待事例の心理療法 子ども虐待の重大な被害を受けた事例（死亡事例を含む）の検証の理解		アセスメントに関すること（アセスメントの方法、心理診断、医学診断、個々の子どもに応じた自立支援計画の立案と進行管理 等） ・関係機関との連携に関すること（児童相談所の役割との協働、地域の関係機関（教育機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会）との協働 等	

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容								
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修					
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践												
				・虐待・ネグレクトがこどもに与える心理・行動的影響	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響	虐待・ネグレクトが子どもに与える心理・行動的影響								
				・事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断		事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断								
				・被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解								
				・通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認								
				・通告時の聞き取り方	通告時の聞き取り方	通告時の聞き取り方	通告時の聞き取り方								
				・通告時の危機アセスメント、初期マネジメント	通告時の危機アセスメント、初期マネジメント	通告時の危機アセスメント、初期マネジメント	通告時の危機アセスメント、初期マネジメント								
				・調査	調査	調査	調査								
				・警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方	警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方	警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方	警察・検察など関係機関との連携の必要性・あり方								
				・特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解	特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解	特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクト）の理解	特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応								
						模擬事例による性的虐待への対応（2つの事例をディスカッション）	医療機関との連携								
				・乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応	乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応	乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷(AHT)への対応									
				・性的虐待への対応	性的虐待への対応		性的虐待への対応								
				・居住実態が把握できないこどもへの対応											
				・無戸籍のこどもへの対応											
26_母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度		○		・母子保健における視点			妊娠期におけるソーシャルワーク	母子保健活動の理念と制度の理解							
							母子保健における視点								
				・母子保健事業の展開と実務			妊娠期におけるソーシャルワーク	母子保健活動の実務							
							母子保健事業の展開と実務								
				・母子健康手帳の活用			妊娠期におけるソーシャルワーク	母子健康手帳の活用							
					母子健康手帳の活用		母子健康手帳の活用								
				・特定妊婦の把握と支援			特定妊婦の把握と支援	特定妊婦の把握と支援							
				・教育機関との連携のあり方			教育機関との連携のあり方								
				・保育所等の利用と連携のあり方			保育所等の利用と連携のあり方	子ども・若者支援制度							
				・こども・若者支援制度			子ども・若者支援制度								
				・ひとり親家庭の支援制度			ひとり親家庭の支援制度	ひとり親家庭の支援制度							
				27_見学実習			○	・施設等に関する事前学習						関係機関との連携に 関すること（児童相談所	

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・施設等の職員による概要説明の理解					の役割との協働、地域の関係機関（教育機関、医療機関、要保護児童対策地域協議会）との協働 等	
				・施設等が地域で果たす役割と多職種・多機関・地域住民等との連携・協働による実践の概要の理解						
				・施設等の見学						
				・施設等の職員との質疑応答						
				・施設等の見学等を踏まえた課題の整理等の振り返り						
28_ソーシャルワークの基盤と専門職	○			・ソーシャルワーク専門職の位置づけと役割					家族支援やソーシャルワークに関すること（家族支援、家族が抱える問題、家族や地域のアセスメント、ファミリーソーシャルワーク 等）	
				・ソーシャルワークの定義						
				・ソーシャルワークの原理	ソーシャルワークの原理と倫理		ソーシャルワークの原理と倫理			
				・ソーシャルワークの理念	ソーシャルワークとは		ソーシャルワークとは			
				・ソーシャルワークの形成過程	ソーシャルワークとは		ソーシャルワークとは			
					ソーシャルワークの歴史		ソーシャルワークの歴史			
				・専門職倫理の概念	ソーシャルワークの原理と倫理		ソーシャルワークの原理と倫理			
				・ソーシャルワーカーの倫理綱領	ソーシャルワークの原理と倫理		ソーシャルワークの原理と倫理			
				・倫理的ジレンマ	ソーシャルワークの原理と倫理		ソーシャルワークの原理と倫理			
				・ソーシャルワーク専門職の概念と範囲						
				・福祉行政等における専門職	各種関係機関の特徴と役割		各関係機関の特徴と役割			
				・民間の施設・組織における専門職	各種関係機関の特徴と役割		各関係機関の特徴と役割			
				・ミクロ・メゾ・マクロレベルの対象						
				・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク						
				・多機関による包括的支援体制	関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方			
					関係機関との協働と在宅支援	関係機関との協働と在宅支援	多機関ネットワーク			
						関係機関との連携・協働と在宅支援	関係機関との協働と在宅支援			
							他市町村及び管轄外児童相談所との連携			
				・フォーマル・インフォーマルな社会資源との協働体制			多機関ネットワーク			
				・ソーシャルサポートネットワーキング			多機関ネットワーク			
				・多職種連携及びチームアプローチの意義	チームアプローチ	（講義）児童相談所内外のチームマネジメント	関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方			
						（演習）児童相談所内外のチームマネジメント	多機関ネットワーク			
					関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	関係機関との適切な連携・協働の取り方・あり方	チームアプローチ			
				・機関・団体間の合意形成と相互関係	多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	多職種連携のためのコミュニケーションの取り方	多機関ネットワーク			
				・利用者、家族の参画						

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
29_ソーシャルワークの理論と方法			○	・システム理論					家族支援やソーシャルワークに関すること（家族支援、家族が抱える問題、家族や地域のアセスメント、ファミリーソーシャルワーク 等）	社会資源 虐待の事例分析
				・生態学理論						
				・バイオ・サイコ・ソーシャルモデル						
				・ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワーク						
				・ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチ	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・ソーシャルワークの過程	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・記録の意義、目的、方法	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・ケアマネジメント（ケースマネジメント）の原則と方法	ソーシャルワークの方法	ケースマネジメント（アセスメント・プランニング）とは	ソーシャルワークの方法			
				・グループワークの意義、目的、展開	ソーシャルワークの方法	児童相談所内外のチームマネジメント	ソーシャルワークの方法			
				・コミュニティワークの意義、目的、展開	ソーシャルワークの方法	児童相談所内外のチームマネジメント	ソーシャルワークの方法			
				・ソーシャルアドミニストレーションの意義、目的、展開	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・スーパービジョンの意義、目的、方法	ソーシャルワークの方法	（講義）スーパービジョンの目的、基本	ソーシャルワークの方法			
						（演習）スーパービジョンの目的、基本				
				・コンサルテーションの意義、目的、方法	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・援助関係の意義、概念、形成方法	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・面接技術	ソーシャルワークの方法	子どもの面接・家族面接（ロールプレー）	ソーシャルワークの方法			
				・アウトリーチ	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・社会資源の活用・調整・開発	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・ソーシャルアクション	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・ネットワークング	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・コーディネーション	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・ネゴシエーション	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・ファシリテーション	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・プレゼンテーション	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・カンファレンス	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・事例分析	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・総合的かつ包括的な支援の考え方	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・家族支援の実際	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
				・地域支援の実際	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
30_地域福祉と包括的支援体制		○	○	・地域福祉の概念と理論、発展過程						
				・地域福祉の主体と形成						
				・国の役割、都道府県の役割、市区町村の役割						
				・国と地方の関係						
				・福祉行政の組織及び専門職の役割						
				・福祉における財源						
				・福祉計画の意義・目的と展開						

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・市町村地域福祉計画・都道府県地域福祉支援計画の内容						
				・福祉計画の策定過程と方法、実施、評価						
				・地域社会の概念と理論						
				・地域社会の変化						
				・多様化・複雑化した地域生活課題の現状とニーズ						
				・地域福祉と社会的孤立						
				・包括的支援体制						
				・地域包括ケアシステム						
				・地域共生社会の実現に向けた各種施策						
				・非常時や災害時における総合的かつ包括的な支援						
				・地域共生社会の構築						
				31_ソーシャルワーク演習Ⅰ	○					
・自己理解と他者理解	相談面接技術の基礎									
○対人援助の姿勢（傾聴、共感、承認、経緯）	相談面接技術の基礎									
○基本的なコミュニケーション技術	相談面接技術の基礎									
・言語的技術（質問、促し、言い換え、感情の反映、繰り返し、要約等）	相談面接技術の基礎									
・非言語技術(表情、態度、身振り、位置取り等)	相談面接技術の基礎									
○基本的な面接技術	相談面接技術の基礎									
・面接の構造化	相談面接技術の基礎	子どもの面接・家族面接（ロールプレー）								
・場の設定(面接室、生活場面、自宅等)	相談面接技術の基礎	子どもの面接・家族面接（ロールプレー）								
・ツールの活用（電話、e-mail 等）	相談面接技術の基礎									
○ソーシャルワークの展開過程										
・ケースの発見		初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング）								
	子ども虐待における早期発見・早期対応	子ども虐待における早期発見・早期対応	子ども虐待における早期発見・早期対応							
	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑別・判断							
	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認							
・インテーク		初期対応の演習（ケースインテイク・情報収集・イニシャルリスクアセスメント・初期対応のプランニング）								
	被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解	被害事実確認面接についての理解							
	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認	通告の受理、安全確認							

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・アセスメント	通告時の危機アセスメント、初期 マネジメント	子ども・親・家族、地域のアセス メント	通告時の危機アセスメント、初期 マネジメント			
					子ども虐待事例のケースマネージ メント（アセスメント・プランニ ング）	子ども・家族とその関係性のアセ スメント	子ども虐待事例のケースマネージ メント（アセスメント・プランニ ング）			
					調査	調査	調査			
						初期対応の演習（ケースインテイ ク・情報収集・イニシャルリスク アセスメント・初期対応のプラン ニング）				
						子ども虐待事例のケースマネージ メント（アセスメント・プランニ ング）				
						通告時の危機アセスメント、初期 マネジメント				
						ケースの問題の評価の方法				
					警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方	警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方	警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方			
				・プランニング		ケースマネージメント（アセスメ ント・プランニング）とは				
						支援計画の立て方				
						初期対応の演習（ケースインテイ ク・情報収集・イニシャルリスク アセスメント・初期対応のプラン ニング）				
					子ども虐待事例のケースマネージ メント（アセスメント・プランニ ング）	子ども虐待事例のケースマネージ メント（アセスメント・プランニ ング）	子ども虐待事例のケースマネージ メント（アセスメント・プランニ ング）			
				・支援の実施	子ども虐待事例の心理療法	子ども虐待事例の心理療法（トラ ウマ・アタッチメントを中心に）	子ども虐待事例の心理療法			
					特別な支援が必要な事例（代理に よるミュンヒハウゼン症候群 （MSBP）、性的虐待、医療ネグ レクトなど）の理解	子ども、保護者や関係機関などへ の支援計画の説明の仕方	特別な支援が必要な事例（代理に よるミュンヒハウゼン症候群、性 的虐待、医療ネグレクト）の理解 乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐 待による頭部外傷(AHT)への対応			
					乳児揺さぶられ症候群（SBS）、 虐待による頭部外傷（AHT）への 対応					
					性的虐待への対応		性的虐待への対応			
				・モニタリング		ケースの進行管理・再評価				

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・支援の終結と事後評価		ケースの進行管理・再評価				
				・アフターケア		ケースの進行管理・再評価				
				○ソーシャルワークの記録						
				・支援経過の把握と管理	ソーシャルワークの方法		ソーシャルワークの方法			
					記録の取り方・管理		記録の取り方・管理			
				○グループダイナミクスの活用						
				・グループワークの構成(グループリーダー・コ リーダー・グループメンバー)	チームアプローチ		チームアプローチ			
				・グループワークの展開過程(準備期・開始期・作 業期・終結期)	チームアプローチ		チームアプローチ			
				○プレゼンテーション技術						
				・個人プレゼンテーション						
・グループプレゼンテーション										
32_ソーシャルワー ク演習Ⅱ	○	○	○	・児童虐待					家族支援やソーシャル ワークに関すること （家族支援、家族が抱 える問題、家族や地域 のアセスメント、ファ ミリーソーシャルワー ク 等） ケースカンファレン ス、チームアプローチ に関すること（ケース カンファレンスの進行 のポイント、実際の事 例を通じた演習等）	
				・ひきこもり						
				・貧困						
				・その他の危機状態にある事例（権利擁護活動を含 む）						
				・ケースの発見	子ども虐待における早期発見・早期 対応	子ども虐待における早期発見・早期 対応	子ども虐待における早期発見・早期 対応			
					事実や所見などに基づく虐待鑑 別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑 別・判断	事実や所見などに基づく虐待鑑 別・判断			
					通告の受理、安全確認	ケースに関する情報把握のあり方	通告の受理、安全確認			
				・インテーク	被害事実確認面接についての理解	ケースに関する情報把握のあり方	被害事実確認面接についての理解			
					通告の受理、安全確認	被害事実確認面接についての理解	通告の受理、安全確認			
				・アセスメント	通告時の危機アセスメント、初期 マネジメント	子ども・親・家族、地域のアセス メント	通告時の危機アセスメント、初期 マネジメント			
					子ども虐待事例のケースマネー ジメント（アセスメント・プラン ニング）	子ども・家族とその関係性のアセ スメント	子ども虐待事例のケースマネー ジメント（アセスメント・プラン ニング）			
					調査	ケースマネジメント（アセスメ ント・プランニング）とは	調査			
						子ども虐待事例のケースマネー ジメント（アセスメント・プラン ニング）				
						警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方				

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
					警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方	調査	警察・検察など関係機関との連携 の必要性・あり方			
				・プランニング		ケースマネジメント（アセスメント・プランニング）とは				
					子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）	子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）	子ども虐待事例のケースマネジメント（アセスメント・プランニング）			
				・支援の実施	子ども虐待事例の心理療法	子ども虐待事例の心理療法（トラウマ・アタッチメントを中心に）	子ども虐待事例の心理療法			
					特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）、性的虐待、医療ネグレクトなど）の理解		特別な支援が必要な事例（代理によるミュンヒハウゼン症候群、性的虐待、医療ネグレクト）の理解 乳児揺さぶられ症候群(SBS)、虐待による頭部外傷(AHT)への対応			
					乳児揺さぶられ症候群（SBS）、虐待による頭部外傷（AHT）への対応		性的虐待への対応			
					性的虐待への対応					
				・モニタリング						
				・支援の終結と事後評価						
				・アフターケア						
				・アウトリーチ						
				・チームアプローチ	チームアプローチ		チームアプローチ			
				・ネットワーキング						
				・コーディネーション						
				・ネゴシエーション						
				・ファシリテーション						

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目	細目	統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践							
				・プレゼンテーション						
				・ソーシャルアクション						
				・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握						
				・地域アセスメント						
				・地域福祉の計画						
				・組織化		(講義) 児童相談所内外のチーム マネジメント				
						(演習) 児童相談所内外のチーム マネジメント				
				・社会資源の活用・調整・開発						
				・サービスの評価						
				・事例研究、事例検討	ケースカンファレンス（事例検討）		ケースカンファレンス（事例検討）			
				・スーパービジョン	スーパービジョン	(講義) スーパービジョンの目的、基本				
						(講義) スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス(バーンアウト等)				
						(講義) スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応				
						(講義) 児童相談所内外のチームマネジメント				
						(講義) スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のケースの管理				
						(演習) スーパービジョンの目的、基本				
						(演習) スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）のメンタルヘルス(バーンアウト等)				
						(演習) スーパーバイズを受ける職員（スーパーバイザー）の逆転移への対応				
					(演習) 児童相談所内外のチームマネジメント					

こども家庭ソーシャルワーカー研修				任用前講習会・任用後研修	SV研修	調整担当者	その他関連研修の科目との重複内容			
科目名	専門性の柱			想定される研修内容の例示	細目	細目				細目
	柱① 姿勢の 涵養	柱② 環境の 理解	③ 支援方法の 理解・実践				統括支援員研修	基幹的職員研修	保育士等 キャリアアップ研修	
						(演習) スーパーバイズを受ける職員 (スーパーバイザー) のケースの管理				
33_見学実習	○		○	・施設等に関する事前学習						
				・施設等の職員による概要説明の理解						
				・施設等が地域で果たす役割と多職種・多機関・地域住民等との連携・協働による実践の概要の理解						
				・施設等の見学						
				・施設等の職員との質疑応答						
				・施設等の見学等を踏まえた課題の整理等の振り返り						

別添資料 3

海外事例収集結果（実務者の資質向上を 目的とした研修等に関する取組）

細目整理結果の活用について検討する上での材料として、アメリカ・フランスにおける、実務者の資質向上を目的とした研修等（専門職の基盤となる資質を獲得するための施策、及び、特定の職務を遂行するために必要な知識・技術を獲得するための施策の両方）に関する事例を紹介する。

1. アメリカにおける事例

R5 調査では、ワシントン州を対象として、こども家庭福祉分野の研修等の制度の運用状況に関して調査を実施した。

ワシントン州は、ソーシャルワーカーが業務独占資格ではなく、Title IV-E プログラム（こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーの学び直しを目的とした、主に修士課程の学位を取得するための教育プログラム）と、自治体のこども家庭福祉分野のソーシャルワーク部門の職員向け法定研修プログラムとが併存している点で、日本と共通している。両者の研修内容の整理・拡充に向けた工夫について、以下の事例が聞かれた。

（以下、Title IV-E プログラム提供大学担当者へのヒアリング調査より引用）

- ・ （Title IV-E プログラムでは）数年前まで、性的搾取されているこどもたちに関する研修を行っていたが、新任職員向け法定研修機関でこのテーマについて研修を開始したことを受けて、我々はこのテーマの代わりに、クィアの支援について教え始めた。学生の声に耳を傾け、（研修内容の改善に）努めている。
- ・ 我々は自治体内のこども家庭福祉分野で活躍できるよう学生を訓練することを重視しており、また、そのために修士課程で専門的な学習を行うことが重要だと考えている。専門的な教育を受けることの意義は、社会サービスを提供する上でのバックボーンを得ること、また他の社会システムとの連携方法を学んだことを証明できることではないか。（中略）なぜこども家庭福祉分野のソーシャルワークが必要なのか、背景となる社会課題や、その課題が社会に与えているダメージを理解することが必要である。

（以下、法定研修の提供機関担当者へのヒアリング調査より引用）

- ・ Title IV-E 卒業生であっても、現場配属後、他の修士号を有していない新任者とともに、ほとんどが8週間のトレーニングプログラムを受ける。CWTAP の卒業生は8週間のトレーニングを免除としてもよいのではという意見もあったが、現場の業務内容は、Title IV-E の教育内容と異なるとの観点もあるからだ。
- ・ Title IV-E プログラムでは、より広範にソーシャルワークと社会正義に関して学ぶ。それに対して、新任職員向け法定研修機関で提供するコアプログラムは、実務に必要な、州の政策、実践内容に焦点を当てている。学校教育（Title IV-E プログ

ラム)では、他分野を志向する学生とともに学ぶこととなるかもしれない点、授業内容にはこども家庭福祉分野の現場で直接的には使わない内容も含まれる点が、両者の相違点だと思われる。教育機関での学習機会を得ることは、ソーシャルワークの価値観や他の分野に触れる点で、重要だったように思う。医療ソーシャルワーカーやスクールソーシャルワーカーを目指す学生がいるので、グループ学習をしていると、様々な機会や会話が生まれ、視野が広がった。また修士レベルの社会福祉教育を受けていないと、実際の業務で、社会正義や社会福祉の観点から、業務で家族との実践に及ぼす影響に十分気づけないかもしれない。

- ・ 例えば、経験の浅い若い労働者が現場に来て、彼らは乳幼児の安全性を評価する方法をよく知らない。例えば彼らが Title IV-E プログラムを取得していたとしても、こどもの発達について多くの授業を受けたとは限らないからだ。そこで私たちは、幼児の安全に関する内部トレーニングを開発した。職員はコアプログラムで当該分野について非常に基礎的なレベルで知識を取得し、コアトレーニングを修了した後、より具体的な、より焦点を当てたトピックに関する研修を受講できる。

2. フランスにおける事例

フランスでは日本と異なり、ソーシャルワーカーが業務独占資格であり、かつソーシャルワーカー資格が細分化されている。ソーシャルワーク専門職は、各職種に求められる知識・技術の修得に特化した養成課程を修了した上で入職することとなる。

児童福祉分野のソーシャルワーカーが入職後に受講する研修について、法律上一定の規定はあるものの、専門職として自律的に専門性を高めることを前提とした、自由度の高い制度設計が採られている。専門職の所属機関は、機関内の職員各個人の研修計画を策定することとされており、機関内で必要となる実務的な知識・技術を習得する機会を各職員が確保できるよう、後方支援を行っている。

(1) ソーシャルワーカー資格制度の概要

フランスにはソーシャルワーカーの国家資格が13種類存在する。各資格は、特定の専門職種と結びついており、その職種に求められる知識・技術の修得に特化したものとして発展してきた¹。

13種類の資格のうち、一般的なソーシャルワーカー資格として位置付けられるのが「ソーシャルワーカー資格」(DEASS: *diplôme d'état d'assistant de service social*)である。

「ソーシャルワーカー」(*assistant de service social*)はソーシャルワーカー資格を取得した専門職集団であり、福祉の現場でケースワークを担っている。

児童保護分野に特化したソーシャルワーク資格として、「エデュケーター資格」(DESS: *Diplôme d'État d'éducateur spécialisé*)が挙げられる。「エデュケーター」は不適応を起こしているこども・若者の教育を専門とした専門職集団であり、児童福祉の現場で重要な役割を果たしている²。

ソーシャルワーカー資格及びエデュケーター資格はBAC+3(学士レベル)程度の専門性を有するものと定められている。資格取得にあたっては、座学形式(ソーシャルワーカー資格1,749時間、エデュケーター資格1,450時間)、及び、実習形式(両資格ともに1,820時間)で学習を行うこととなる³。

(2) 児童福祉分野のソーシャルワーク専門職が入職後に受講する研修

上述の通り、フランスでは、ソーシャルワーク専門職が入職時点で、各職種に求められ

¹ John W. 2006: Three Decades of Social Work in France: from Security within the Welfare State to a State of <Disembedded Modernity>.

² 工業市場研究所 (2022)「子ども家庭福祉の新たな資格に関する調査研究」

³ 安發明子 (2021)「フランスのソーシャルワーク(5)児童福祉フランスにおける近年の法改正」『対人援助学マガジン』(46)

る知識・技術の修得に特化した資格養成課程を修了している。入職後のソーシャルワークが受講する研修について、法律で一定の規定はあるものの、専門職として自律的に専門性を高めることを前提とした制度設計となっていることが特徴的である。なお、研修内容の整理・拡充に関連する具体的な事例はほぼみられなかったことから、今後、事例の拡充が望まれる。

① 入職後の研修に関する法律上の規定

社会福祉家族法 D226-1 条では、こどもに対する虐待の予防に関連する専門職の法定研修について定められている。専門職は入職後、最大 18 か月後までに、200 時間の講義と 40 時間の実習を受ける必要がある。講義のうち 30 時間は他機関の職員との合同での研修とすることとされている。実習は、雇用主の責任の下で、児童保護に関する他機関で行われる。法律上に定められた研修の受講時間・内容の規定に関して、保有している資格の種類等による差はない。当該研修の目的に関して、以下の 4 点が定められており、具体的な研修内容は地方自治体が策定することとされている⁴。

- ・ 児童保護・予防について歴史的・哲学的な観点からの位置づけができるようになること
- ・ こどもと家族の発達に関する人間科学の理論と実践の指針を理解すること
- ・ 児童保護制度と法律・規制の枠組みを習得すること
- ・ 児童保護制度の中で自己を位置づけることができるようになること

教育法 542-1 条では、こどもに関わる幅広い専門職が、就任時研修、及び、就任後の継続研修として、児童保護に関する研修を受講することが定められている。当該研修には職種共通のものと、各職種・機関別のものの両方がある。職域横断で児童保護の研修を受講する理由について、「全ての子どもに関わる職業の従事者が文化を共有できるため」と上院の報告書で説明されている。研修には事例検討を含めること、感情を表現できる機会を確保することが定められている⁵。

併せて、フランスでは、職員全体、及び、その中の専門家一人ひとりの育成のための年間計画を策定することが法律で定められており、専門職は入職後も継続的に研修を受講する権利と義務があると言える。専門職個人の研修については、実務者研修専門機関⁶が実施

⁴ <https://www.legifrance.gouv.fr/codes/id/LEGIARTI000019282507/2024-12-18/#LEGIARTI000019282507>

⁵ 安發明子（2021）

⁶ 児童保護に関する県レベルの研究所（ODPE：Observatoire Départemental de la Protection de l'Enfance）などを指すものと考えられる。

する研修を専門職本人が選択することとされており、所属機関に申し入れを行った上で受講する形式が採られることが多い。なお、エドゥケーター等を対象とした、管理職の国家資格があり、そのための養成学校での研修も組織としての研修計画内に位置付けられている⁷。

なお、上述のとおり、フランスにおいては、児童福祉分野のソーシャルワーク専門職が入職後、自律的に資質向上を行うことを前提に制度設計がなされているが、この傾向は分野・職域限定のものではなく、フランスの職業訓練施策全体に通底するものと考えられる。例えば、フランスでは、職業訓練制度の一環として、「職業訓練個人口座（CPF：compte personnel de formation）」制度が法定化されている。この口座は16歳以上の労働者全員に自動的に開設され、本口座システムを用いて、公的機関の費用負担で自らが希望する内容の職業訓練を受けることができる⁸。

② 入職後の研修に関する個別事例

児童福祉分野のソーシャルワーク専門職所属機関で実施される入職後の研修の例は、以下のとおり⁹。

- ・ パリ市予防・児童保護局の憂慮情報収集室（CRIP 75）では、パリ市で児童福祉に携わる専門家を対象に、2～3日の研修を企画しており、ソーシャルワーカー、エドゥケーター、子ども看護師、PMI（母子保護局）職員、社会教育アドバイザー、心理職等が受講している。子どもを観察する際のポイントを中心に、法律や心理学、アタッチメント、DV等の関連知識を習得できる研修内容としている。また、憂慮情報の評価基準を共有することを通じて、児童保護に携わる職種間の共通認識を醸成することが企図された研修である。
- ・ 社会的養護施設で勤務するエドゥケーターは、施設内の特定の年齢（0～3歳、3～13歳、13～16歳）のこどもを担当している。全職員が、各年齢層の支援に必要な専門研修を受けている。

こうした所属機関での研修受講と、国家資格取得との違いについて、フランス国内の児童福祉分野のソーシャルワーク専門職所属機関からは、下記の意見が聞かれた¹⁰。

「国家資格を得るための3年間で学べることは限られていて、相手を知るための能力は

⁷ 子どもの虹情報研修センター（2021）「フランスの児童福祉制度視察報告書」

⁸ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2015）「職業訓練個人口座制度（CPF）の施行一より労働者個人の意思を尊重する制度へ」（https://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2015/04/france_01.html）

⁹ 子どもの虹情報研修センター（2021）

¹⁰ 安發明子（2023）「一人ひとりに届ける福祉が支えるフランスの子どもの育ちと家族」

それぞれの職場で習得する必要がある。養成課程に期待することは広く浅い知識ではなく
どんな相手にも対応できるプロとしての姿勢。利用者を理解するための能力やポストに必
要とされる知識はそれぞれの職場で研修を用意し蓄積していく必要がある」

以上

別添資料4

ヒアリング記録

子どもの虹情報研修センター ヒアリング記録

1. 児童福祉司スーパーバイザー研修について

【研修の実施体制】

指導教育担当児童福祉司任用前研修（以下、児童福祉司スーパーバイザー研修）は、国の通知に基づき、前期と後期の2回に分けて実施される。また、国の規定により、前期と後期の間には数か月のインターバルが必要であり、その期間中に筆記試験の受検および「実習」としてスーパーバイズの実践（以下、SV 実習）が実施され、インターバル期間中、所属する児童相談所で OJT による研修に取り組むことが受講者に求められている。

本研修は自治体ごとに個別に企画されるのではなく、当センターが作成した共通プログラムに参加する方式である。国の規定に従い、児童福祉司スーパーバイザー研修の修了評価は都道府県が行い、委託により研修センターが本研修を実施する仕組みとなっている。

当センターでは年間で約 25 本の専門研修を実施しており、児童福祉司スーパーバイザー研修もその一つとして位置付けられている。研修企画は「研修部門」の常勤職員 5 名がチームを組んで担当しているが、本研修に専従しているわけではなく、ほかの専門研修も同じチーム体制で対応している。

一部の科目は当センターのスタッフが講師を担当するが、原則として各科目のテーマや内容に沿った外部の専門家を講師として招聘している。法定研修という性質上、最新の情報提供よりも、児童福祉司スーパーバイザーに必要な基本的な知識および技術の習得を重視している。講師には児童相談所の現状を十分に理解していることが求められる。現役児童相談所長経験者、並びに経験豊富な児童相談所関係者が採用されるほか、医療系科目では児童相談所の現場で活躍する常勤医師、さらに児童相談所と連携して活動する弁護士や学識経験者などを招聘している。

【研修の提供状況】

各科目の内容は、国の通知に定められた到達目標を土台として構成される。しかし、通知に記される項目は多岐にわたっており、すべて研修に盛り込むのは困難であるため、当センターでは、受講者にとって現時点で必要と考えられる項目を選抜してプログラムに反映させている。なお、科目数と科目名及び研修時間については、国の規定に合わせてプログラムを組んでいる。

児童福祉司スーパーバイザー研修では、インターバル期間中の筆記試験や SV 実習に基づ

くレポート作成が必須であるとともに、受講者同士によるピアスーパービジョンやグループワークも取り入れている。また、事前にアンケートを実施し、各自の担当業務や担当ケース数、児童相談所現場の人材育成に関する課題等を把握した上で研修に参加することをプラスアルファの要素として組み入れている。

到達目標に関しては、研修受講前と後期修了後にそれぞれ同項目について自己評価を実施し、その結果は個人票にまとめ、受講者にフィードバックしている。なお、各研修科目の内容を検討するにあたっては、児童福祉司スーパーバイザーに求められる担当児童福祉司（スーパーバイザー）を育成するために必要な知識や技術、姿勢等について、どのような内容・項目を取扱うのがよいのか、より明確な指標があればよいと感じている。

インターバル期間の SV 実習では、指導的職員を各所属で選定してもらい、本研修受講者に対する metasuperバイザーとしての役割を担ってもらう。これにより、担当児童福祉司（スーパーバイザー）⇔研修受講者（スーパーバイザー）⇔指導的職員（metasuperバイザー）による三層構造の仕組みが整備され、研修効果の向上を図っている。この仕組みのもと、SV 実習の評価者として指導的職員が助言を行い、受講者が作成する SV 実習のレポートに指導的職員が所見を記入することでインターバル期間の OJT が完了となる。

【研修の受講状況】

法改正により研修参加対象者を指導教育担当児童福祉司任用前に変更した児童福祉司スーパーバイザー研修は令和 4 年度から実施されており、今年度は 2 日程開催、計 263 名が受講した。法定研修のため、都道府県等からの受講希望は出来る限り対応する必要があると考えている。そのため、研修の実施形態はオンラインを適用しているが、グループワークを多用するプログラムでは定員 80 名程度が適当なところ、それを大幅に超える受講者を受け入れいている状況にあり、研修運営を困難なものにしているだけでなく、研修効果への影響を懸念している。

受講者数の過去の実績を見ると、令和 4 年度は 216 名、令和 5 年度は 250 名であったが、令和 6 年度まで経過措置が講じられている影響で、受講者が一時的に増えているものと考えられる。さらに、一部自治体では、児童心理司を受講対象者に加えているなど、本来は児童福祉司の勤務経験を要する国の規定より幅広い人材が参加している。

【研修の評価状況】

児童福祉司スーパーバイザー研修においては、先述のとおり受講者自身が到達目標項目ごとに自己評価を行う仕組みを採用している。受講前と受講後に自己評価を行うことで、各

自の理解度の向上を数値的に確認することが可能となる。一方、当センターが実施している他の専門研修では、受講者の知識習得を具体的に確認する仕組みが未整備なため、研修受講前後の自己評価は行われていない。

また、研修終了後には、アンケートを通じたフィードバックを実施している。アンケートでは、「各研修科目がどの程度役に立つと感じたか」「どの程度効果を感じたか（知識・気づき・意欲に関する7項目を評価）」を受講者に5段階で評価してもらう他、「今後の研修内容として希望する項目（選択式）」「受講環境の評価」に関する内容を収集しており、研修内容への満足度や効果について定量的および定性的に把握できている。さらに、科目ごとに500字以内の振り返りシートを提出させることで、どのような学びや気づきを得たか、受講者に振り返ってもらっている。このような取組を通じ、今後はより一層研修内容を充実させ、子どもおよび家庭への支援効果の向上を目指す必要があると考えている。

【今後の課題と展望】

SV実習の内容や実施方法、研修の評価手法、プログラム内容の充実化等について、継続的な改善の必要性が認識されている。

また、受講者の児童福祉司勤務経験年数には大きな幅がみられ、児童福祉司スーパーバイザー任用前／任用後の受講者が混在している現状においては、双方に適切に配慮した研修内容の設計が求められることを課題視している。任用後の受講者が全体の約4割を占める状況は、各自治体の昇格制度や配置の背景に起因するため、今後の運用においても重大な検討事項である。

さらに、研修の評価について、将来的には、受講者自身の自己評価のみならず、実際に支援を受ける家族や子どもの声を評価指標に取り入れる必要があると考えられる。しかし、現状において十分な評価指標が確立していない点は、今後の研修運用において解決すべき大きな課題である。

インターバル期間のSV実習における三層構造（担当児童福祉司（スーパーバイザー）⇔研修受講者（スーパーバイザー）⇔指導的職員（メタスーパーバイザー））の仕組みにより、受講者の本研修への取り組み状況が数か月にわたり職員間で共有されることなど、研修効果が受講者だけに限らず所属内で波及することに寄与している。この仕組みは、今後も継続的に強化していく必要がある。

2. 統括支援員の研修について

【現状】

統括支援員としての活動には基礎研修の受講が必須であるため、国が主体となり、昨年度国が整備したコンテンツを当センター及び西日本こども研修センターあかしが提供する形式を採っており、今後、国が内容の充実を図っていく見通しである。基礎研修はオンデマンド形式のビデオ配信で随時提供している。

他方、統括支援員指導者・研修企画者養成研修については、当センターでは5月にオンラインで実施し、全国ブロックで参集開催としている西日本こども研修センターあかしと連携しながら役割分担が図られている。当センターは、理念的な部分および「子どもと家族を支援する」という根幹的な考え方を盛り込んだ内容を提供し、西日本こども研修センターあかしは実務に即した進め方や具体的な進め方のポイントを中心に研修を展開している。

【今後の課題と展望】

統括支援員指導者・研修企画者養成研修においては、支援者側の視点に偏ることなく、最終的な目的である子どもおよび家族への支援の向上を実現するために、研修の理念的な部分と実務的な側面の両輪を意識した内容構築が求められている。

西日本こども研修センターあかし ヒアリング記録

1. スーパーバイザー研修について

【研修の実施体制】

研修は前期と後期に分かれている。受講者はA、B、Cの3グループに分かれ、7月～8月に前期、1月～2月初旬に後期の研修を受講する（具体的な日程はグループごとに異なる）。インターバル期間中、受講者は提示されたお題に取り組み、テストに合格した者が後期に進む仕組みである。併せて、受講者は7月以降、OJT形式で実務研修に取り組む必要がある。以上の取組を通じて、年間を通じて研修等で資質を向上させていくことが期待されている。

講師の選定にあたっては、児童相談所の現場の実務者や、社会的養護当事者に依頼する方針である。受講者には、実務者や当事者による語りを直接聞き、語り手の表情や声から感じ取った内容を含めて、できるだけ多くのことを学び取ってほしいと考えている。また、可能な限り、適任者を新たに探してきて講師になってもらえるよう努めている。

【研修の提供状況】

当研修センターでは、参集型で研修を行っていることが、最大の特徴である。現在、前期・後期各2泊3日、計6日間の研修を全て参集形式で執り行うこととしている。研修現場では、受講者同士が語り合えるよう、スクール型ではなく島型のテーブル配置を行い、日々の苦悩や不安を共有できる場となるよう意識している。講師から受講者に、知識を一方的に伝達するのではなく、実践者同士が自身の実践の状況について、事例を交えて共有すること、ディスカッションや演習を多く組み込むことを重視している。

研修のテーマを検討するにあたっては、各自治体の現場が抱える具体的な困難をテーマに取り上げるよう工夫している。たとえば、児童虐待や社会的養護の実情を、今のトレンドや現状の課題に基づいて取り上げ、現場での実務で体験することがそのまま、研修中の議論に反映できる仕組みを整えている（例：法改正で一時保護時の司法審査が2025年度に導入されることから、2025年度の研修では司法審査について重点的に取り上げることとしている）。また、児童相談所で実際に起こった死亡事例の検証を研修コンテンツに盛り込むなど、研修受講者の感情に訴えかける研修内容となるよう工夫を試み、研修の効果を高めようとしている。

インターバル期間中は、受講者が動画視聴、テスト受験、および実践事例の収集を行って

いる。動画視聴が受講者にとって過度な負担とならないよう、今後は動画視聴時間を減らす代わりに、参集時間を増やすこととできないか、検討している。また、実践事例の収集にあたっては、個々の事例に関する情報収集の量は最低限に抑える代わりに、複数の事例を提出してもらい、提出された事例を後期の研修の活用方法を様々工夫することで対応している（例：受講者同士で話し合う、事例を再現してコーチングの技量向上に繋げる、ファシリテーションの概念を入れた事例検討を行う、等）。

【研修の受講状況】

当センターでは参集型で研修を実施していることもあり、新規で当センターの研修を職員に受講させる自治体が少なく、各年度の受講者数は概ね安定（約 150 人弱）している。直近の研修の受講対象者は幅が広く、児童福祉司としての経験がない、または 1～2 年程度の受講者も一定数含まれている。研修センターとしては、児童福祉司としての実務経験が少ない受講者であっても、組織内でマネジメントを担うことが求められることから、どのようにケースマネジメントやスーパーバイズを行っていくかを伝え、受講者のモチベーションを保てるよう工夫している。（例：他部署で管理職として働いた経験に置き換えて、「コーチング」「ファシリテーション」等のスキルの概念やその重要性を理解してもらった上で、児童相談所内でのこうしたスキルの発揮方法について体得してもらう、等）

修了率は約 95%であるが、体調不良などを理由に欠席した場合は、別の日程で受講し、フォローアップする仕組みが整備されている。

【研修の評価状況】

受講者には前期・後期それぞれの終了後にアンケートを記入してもらっている。評価項目は「役に立ったか」「新たな知識を得たか」など簡易なものに留まっており、実際に現場に還元されたかどうかの追跡調査については、今後充実させる余地がある。

【今後の課題と展望】

現状、スーパーバイザーとしての独自の視点や実践力の修得のために何を行う必要があるのか、明確化されていないことに課題を感じている。そのような課題がある中でも、研修で身に付けた内省力が、児童相談所の現場でのケースマネジメントに活かされ、最終的には人材の育成・定着に繋がるよう、仕組みの構築・拡充を行いたい。

2. 統括支援員の研修について

【現状】

基礎研修は、申込後にオンデマンド動画を視聴し、6本の研修レポートの提出を通じて修了証明が発行される仕組みである。現状、受講者個人のリアクションが研修企画者側にはわからない、という点で課題がある。とりわけ、今回「こども家庭センター」の設置に伴い、母子保健分野と児童福祉分野との間のセクショナリズムの課題が顕在化しているケースが多い中で、基礎研修は、研修受講を通じてこども家庭センターの理念や意義を理解し、さらにそれを組織内に伝達できるようなものとして機能することが期待される。

統括支援員指導者・研修企画者養成研修について、今年度の対象は各都道府県の研修企画担当者および、市町村などで実際に現場を担当する統括支援員とした。研修は4地域（例：東北、中部、九州）に分けて実施された。研修内容は、まず講義などによって「こども家庭センター」の意義や統括支援員の役割を学ぶ研修プログラムを体験し、次に、実務研修を受講者の所属組織で企画する場合、どのような内容とするか、所属自治体の状況（規模やこども家庭センターの設置状況等）を踏まえ、参加者自身に構築してもらうというものがある。研修では、現場での具体的な事例や困難にどう対応するかという実践的な議論が重視され、参加者同士の横の連携が生まれる貴重な機会を提供できているものと考えられる。加えて、1月末に、グループワークや実践報告を行う場を別途設けた。今年度の参加者は合計60名ほどであった。参加者からは、「自治体の状況に即した実務研修を実施することの重要性が理解できた」と肯定的な反応があった。

子どもの虹情報研修センターではオンラインで実務者研修を提供していることから、受講のハードルが比較的低いことが特徴であり、基礎知識のインプットに適した研修の提供体制であると考えられる。一方、当センターでは参集型の研修としている。実際に参加者同士が顔を合わせ、グループワークや情報共有の場を設けることで、地域ごとの特色や現場の実情に即した議論が行われ、受講者の実践力の向上に寄与するよう工夫している。両者は相互に補完し合うことで、各自治体の研修企画担当者にとって効果的な学びとなることが期待されている。

【今後の課題と展望】

今後、まずは実務研修を実施する自治体が増え、受講者が研修の場で内省の機会を得て、実践力向上に繋がることが期待される。その上で、研修を実施すること自体が最終目的ではなく、受講者自身が学んだ内容を自らの所属組織内で共有し、講師として発信できる人材に育成することが重要だと考えている。すなわち、単なる受動的な学習ではなく、各自治体で自らの経験や工夫を持ち寄り、ネットワークを形成しながら、その知識や実践知を内省

し、さらなる実務力の向上につなげる仕組みづくりが求められる。こうした仕組みづくりの具体的な方針は、あくまで地域の実務者同士での対話の中で模索していくべきものであり、研修センターは、統括支援員指導者・研修企画者養成研修をはじめとした研修を通じて、地域の取組を後方支援すべきものと考えている。

関連して、現在の法定研修は決められた細目に沿って実施されるため、各自治体の研修企画担当者は、研修内容を工夫しようというモチベーションがわきにくいのではないかと懸念している。研修企画者の立場として、各自治体の特色を踏まえた独自のアレンジを加えやすい、分かりやすいテキストブックや進行モデルの整備は有効だと考えられる。具体例として、死亡事例検証やこどもの権利擁護などが考えられる。抽象的なテーマであっても現場でのロールプレイや実体験談を交えて演習形式にすることは有効だと考えられ、ぜひそのような提供内容・方法の工夫例を横展開してほしい。こうした取組が、受講者の「やらされ感」を払拭し、現場の実践力向上と講師力の育成につながることを期待する。